

第7回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年9月3日(火)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告（10時30分）

- 2 調査事項
 - (1) 保健福祉課所管
 - ① 児童手当における制度改正について
 - ② 新型コロナウイルス接種費用に係る個人負担について
 - (2) 住民生活課所管
 - ① 幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況について
 - (3) 総務企画課所管
 - ① 幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について
 - ② 幌延深地層研究計画について
 - (4) 教育委員会所管
 - ① 幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について
 - ② 令和5年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について

- 3 その他

- 4 閉会宣告（15時02分）

○出席委員（8名）

委員長	高橋秀之
副委員長	高橋秀明
委員	佐藤忠志
委員	深澤博幸
委員	植村敦
委員	無量谷隆
委員	齋賀弘孝
委員	西澤裕之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務企画課長	早坂敦
総務企画課参事	山本基継
住民生活課長	村上貴紀
保健福祉課長	島田幸司
教育次長	伊藤一男
総務企画課課長補佐	梶敦
住民生活課課長補佐	山下智昭
保健福祉課課長補佐	山本恵美
保健福祉課社会福祉係長	清水和也
住民生活課地域対策係長	斉藤徹

○議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
書記係長	藤田秀紀

(1 0 時 3 0 分 開 会)

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより第7回まちづくり常任委員会を開会します。
はじめに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

おはようございます。

第7回まちづくり常任委員会に御参集いただき、誠にありがとうございます。

まずはじめに、令和6年8月27日の早朝の大雨による被害及び町の対応について説明をしたいと思います。

早朝に大雨警報と洪水警報が発表され、幌延市街地区の一部の道路が冠水したため、午前6時頃から副町長以下、総務企画課、産業建設課及び教育委員会職員が役場に数名集まり、町内の巡回や被害状況の情報収集を行いました。

雨量については、午前5時から6時までの1時間に45ミリの雨を記録しています。

幌延市街地区の一部の道路が冠水したことから各学校臨時休校とするとともに、スクールバスと問寒別地区からの患者輸送バス運行を運休にしました。

幌延地圏環境研究所の交差点が冠水したため稚内建設管理部に連絡をし、道道の道路維持業者による排水作業が実施され、午前7時半に交差点の冠水が解除されました。

情報収集を行った中で、大雨により排水があふれて畜舎や畑に冠水した農家があったほか、道路の冠水により店舗に浸水した商業者が2件ありました。

産業建設課では道路維持業者への町内全域の道路や河川の巡回を指示するとともに、冠水した排水の床さらい、陥没した道路のバリケード設置及び倒木の処理を実施しています。また、職員が手分けして農村地区の巡回を行っています。

大雨警報及び洪水警報が発表されたため、警戒レベル3相当でありましたが、午前8時頃には雨が弱まりましたので災害対策本部や避難所の開設は不要と判断をいたしました。

この度の大雨に関しては、幸い人的被害に至ることはなく終息したことから一安心しましたが、今回の災害対応を教訓に地域防災マネジャーを中心とした防災体制の強化に今後も努めてまいりたいと思っております。

また、本日の常任委員会につきましては、7件と多忙のところでありますけれども、重要案件を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1)保健福祉課所管「児童手当における制度改正について」の説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

それでは「児童手当における制度改正について」御説明させていただきます。

国は、こども未来戦略に基づく、児童手当の抜本的な拡充などを含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」を今年6月に公布し、同年10月1日から施行するとし

ています。

本改正の公布による児童手当における制度改正等について、担当の清水より御説明いたします。

清水社会福祉係長

それでは、お手元に配布させていただいております資料により、御説明させていただきます。

A 4一枚横になっているものになります。

まず、改正経緯等についてですが、国において家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、こども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充などを含む、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、令和6年10月1日から施行されることとなりました。

改正内容は全部で4つです。

一つ目が所得制限を撤廃し全員を基本給付とすること。二つ目が支給期間の延長で、現在の中学校修了の国内に住所を有する児童から高校生年代の国内に住所を有する児童へ。三つ目が多子加算について第3子以降を3万円とするというもので、現在15千円の加算が15千円増額の3万円となります。併せて、多子加算のカウント方法について、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合についてはカウント対象となります。

四つ目が支払月を年3回から隔月の年6回へ変更です。

現在、2月、6月、10月の年3回ですが、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月、年6回となります。

改正後の初回支給は今年の12月となり、10月、11月の2か月分が支払われます。

下の表を御覧ください。

左側が改正前の各種条件及び金額、着色している右側の方になりますが、そちらが10月以降の改正後のものとなります。

最後に、制度改正に伴い町負担等がどのように変化するかまとめたものが一番下の表になります。

負担割合については、被用者の3歳未満、非被用者の3歳未満、3歳以上の3区分に分けられ、各団体が区分に応じた割合を負担しています。

制度改正により、新たに支援納付金が創設され、制度改正後の町負担については、被用者の3歳未満については45分の4から負担がなくなり、非被用者の3歳未満については6分の1から15分の1、3歳以上については6分の1から9分の1に変わります。

支援納付金ですが、国としては協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等の各組合が被保険者より保険料と併せて徴収することを想定しており、令和8年度に創設され、令和10年度までに段階的に導入することです。

なお、令和6年度から10年度については、つなぎとして子ども・子育て支援特例国債を発行し、財源として活用するとしています。

保健福祉課では制度改正にともない、支給対象人数及び額が変更となることから9月補

正にて必要額を計上しております。

以上で説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明で何か質問のある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押して発言してください。

何かありませんか。

深澤委員

2点伺いたいんですけど、今、説明の中で親として経済状況が困難な場合判断すると言っていたんですが、その判断基準というのはどう判断するのかと、この交付金の対象人数、幌延町において該当者等がどれくらいいるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

清水社会福祉係長

それでは今の御質問に回答させていただきます。

まず1点目の加算しての経済的支援とかっていうものなんですけども、国の方の通知においては何かしら支援しているっていうもので、用紙の方を提出していただくっていう形になっております。決まった様式の方がこれから提示されるんですけども、そちらに必要事項を記入したものを提出していただいて、こちらでそれを判断してカウントするっていう形になっております。

2点目なんですけども、今回、高校生年代も含めまして、児童数としては全部で215人ということで想定して出しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

説明にもあったかと思うんですけど、高校生時代、別に高校生でなくてもいいんですよ。年齢が18歳到達後って書いてあるんで、それ確認したいと思います。

それから、国内に住所を有する児童なんですけど、だから、幌延町の住所でなくても、よその町の住所でも幌延町に住んでいれば国内に住所があるんだから、幌延町で支給するということになるのか。

清水社会福祉係長

それでは、回答させていただきます。

まず、高校に通ってない場合っていうこともあるんですけど、そちらも高校生年代っていうふうになっておりますので、そちらの方については18歳になる年度っていうことになるので大丈夫です。もう1点の国内の住所ということで、あくまで児童の住所というよりは決定になる扶養者の方、親の方の住所っていう形になるので、本町にもいらっしゃるんですけど、子供が旭川で親が単身赴任で来てる場合は、本町で旭川の児童を決定しているって形。あくまで受給権者のいる所で決定するという形ですので、もし幌延の子供を置いてお父さんが単身赴任の場合は、その行った先の所でその子はお金出ているっていう形になります。以上です。

齋賀委員

第3子以降なんですけど、第3子、第4子、双子で生まれてる子がいるよっていう場合も同じような扱いになるんですか。

清水社会福祉係長

そのとおりです。

齋賀委員

分かりました

高橋秀之委員長

深澤さんの質問の中で、親等の経済負担がある場合ってあるんですけど、これはどういうことを意味しているのか、お願いしたいんですけど。

清水社会福祉係長

先ほど説明を不足しておりました。

仕送りでしたり、何かしら金銭的でも物でもいいので、援助しているっていうことを用紙で証明するという形になるので、何かしら、こう支援をしているっていうことを、その指定様式で証明していただくっていう形になります。

具体的なところは明記されてないんですよ。あくまで支援とか物とかで、何かしらその児童というか、その子を支援しているとしか、ちょっと国の方もはっきりとは言っていないので。

深澤委員

関連で、判断基準ちゅうの曖昧だちゅうか、親から受け取るんですね。

まあ、そんなことないと思うけど、嘘の虚偽ちゅうか、あり得ないのかな。

島田保健福祉課長

今の深澤委員の御質問の内容と思うんですけど、ここで言う、さっき清水の方から説明のあった親等の経済的負担がある場合っていうこの文言の解釈だと思うんですけど、基本的に、例えば大学生なり、今22歳まで拡充されましたんで、そこで親がその子に対して何らかの経済的負担、今言った仕送りをしてますよというようなものが証明できるもの、例えば、通帳のコピーとかそういうようなことになってくるのかなと、その辺が国の方からまだ詳細が示されてはいないんですけども、そういうものが必要になってくるのかなと。間違いなくあなたが、例えば息子さんを経済的に生活費なんか負担してますかっていうようなことの証明だと思うんですよ。その辺の負担がある場合はカウント対象になりますって言い方になってくるのかなというふうに思います。

まだ様式が国の方から示されてないので何とも言えないんですけども、ということだと思えます。以上です。

深澤委員

臆測でもの言ったらまずいんだけど、1回送ってね、返してもらおうと。振込み用紙あるんだからいいんだっていう理屈ちゅうか、そういう理由が無きにしもあらず、どうなのかなという気がするんだけど、まだ、それ国が判断してるんだから間違いはないと思うんだけど、悪意に考えたら、何かという声もあるかなって気するけどな。

島田保健福祉課長

ただ、うちの方としても住民生活課の住基の方との整合性も併せてその辺を調査しますんでね、そういうことはないと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので「児童手当における制度改正について」の件は以上とします。

次に「新型コロナウイルス接種費用に係る個人負担について」の説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

新型コロナウイルス接種費用に係る個人負担について、お配りしたA4資料を御覧いただきながら御説明させていただきます。

国はこれまで特例臨時接種として新型コロナウイルスワクチンの確保や配送指示を行うなど特別な供給体制を整備し実施してきた新型コロナウイルスワクチン接種について、令和6年4月から予防接種法B類疾病とし、定期接種に位置付けました。

これにより各医療機関がワクチンの確保や接種を行うこととなりますが、ワクチンの安定供給や流通、ワクチンの調達に懸念が残ることから、国はこれまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に限り、自治体における新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業を実施するとしています。

特例臨時接種から定期接種に移行されたことにより、各自治体は各医療機関で接種費用を定めることとなります。

今年度は国からの助成金があるものの、ワクチン自体が高価であることや未だ65歳以上の高齢者の方々が感染した場合の重症化率が非常に高いことなどを踏まえ、接種に係る自己負担額については各自治体において検討されています。

それでは、お配りした資料1ページを御覧ください。

2. 新型コロナワクチンについての(1)定期接種対象者及び方法についてですが、定期接種の対象者は65歳以上あるいは60歳以上65歳未満の方で、心臓、肝臓、若しくは呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方となっており、年1回の接種で、他のワクチンとの接種間隔の規定がなくなり、同時接種も可能となりました。

次に(2)定期接種費用についてですが、先ほど御説明したとおり、国は定期接種への移行期における激変緩和措置として、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に限り、定期接種対象者一人当たり1回の接種費用に対し8,300円の助成を行うとのことです。

今現在、幌延町立国保診療所では新型コロナウイルスワクチンの接種費用を1万5,400円と想定しているとのこと、8,300円を差し引いた7,100円が接種費用に係る自己負担額の基本額となります。

なお、ワクチンの価格については今後変更されることも予想されるとのこと。

資料2ページを御覧ください。

(3) 任意接種費用についてですが、定期接種対象者以外の方については国の助成対象外となることから、生後6か月から65歳未満の方については1回の接種にかかる自己負担額が1万5,400円となります。

(4) の低所得者生活保護受給者等の接種費用についてですが、国は定期接種者に対する8,300円の助成金を差し引いた個人負担分の一部の3割程度を地方交付税措置としています。ただし、その条件として定期接種対象者のうち低所得者、生活保護受給者等を無料とするための措置を講じていることを条件としています。

3. 令和6年10月以降の幌延町における新型コロナウイルスワクチン接種費用についてですが、現在、幌延町が実施している定期接種のインフルエンザの予防接種については、接種費用4,500円に対し定期接種対象者及び高校生以下は全額助成とし、それ以外の方については2,500円を助成し、自己負担は2千円としております。なお、新型コロナウイルスワクチンはインフルエンザワクチンと比較すると約3.4倍の価格となっております。

次に宗谷管内の各自治体の状況についてですが、資料の最後に添付してある「宗谷管内における各自治体の状況」を御覧いただきたいと思っております。

自治体によっては定期接種対象への助成はするとしているものの、未定としている自治体もありますが、ほとんどが3千円以上の自己負担額としています。また、定期接種者以外への助成については助成なしが2自治体、未定が4自治体で、それ以外は御覧のとおり金額とする予定のようです。

幌延町としては、ワクチン接種は個人の健康だけではなく社会全体の健康を守るための重要な手段であるとし、できるだけ多くの町民の方に接種いただけるような環境を整備しなければいけないと考える一方で、ワクチン単価が高価であることから、この費用を賄うために一定の自己負担を求める必要があると考え、管内の状況を踏まえ、検討した結果、定期接種対象者及び高校生以下の接種に係る自己負担については3割程度の2千円とし、町からの助成は5,100円、19歳から64歳の任意接種対象者に係る自己負担については5割程度の7千円とし、町からの助成は8,400円とすることとしました。なお、生活保護受給者につきましては、国の交付税措置に係る条件に沿って無料とします。

最後に、資料3ページを御覧ください。

4. 令和6年度予算措置についてですが、10月以降に実施される新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用などについて、9月補正予算へ計上するものです。

接種率については昨年の年齢別による接種率を用い、定期接種65歳以上70%の473人、任意接種19歳から64歳は30%の330人、0歳から18歳は10%の27人としています。

歳入の国庫補助金は、定期接種者473人に対する一人当たりの国の助成金8,300円の合計392万5千円を計上しています。

次に歳出ですが、接種に掛かる自己負担額を差し引いた接種費用949万2千円を計上しています。

内訳ですが、12節「委託料」618万4千円は、定期接種者で国保診療所にて接種さ

れる費用を計上しています。18節「負担金補助金及び交付金」330万8千円については、負担金として町外で接種される定期接種者及び任意接種者にかかる費用35万2千円と、補助金として国保診療所にて接種される任意接種者に掛かる費用295万6千円を計上しています。

来年度以降の国の助成制度に関する情報は今のところはありません。

先ほどの説明と重複しますが、幌延町としましては、ワクチン接種は個人の健康だけではなく社会全体の健康を守るための重要な手段であるとし、できるだけ多くの町民の皆さんに接種いただけるような環境を整備しなければならないと考える一方、ワクチン単価が高価であることから、この費用を賄うためにも一定の自己負担を求める必要があるという考えの下、来年度以降も今回の負担割合で算出した残りの部分については町が助成していきたいと考えています。

以上、新型コロナウイルス接種費用に係る個人負担についての説明といたします。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

深澤委員

1点お伺いしたいと思います。

今、テレビ新聞報道で負担金が高価なんで、隠れコロナちゅうか、そういう方が結構存在してるんだという報道なんかで見て、やはり個人負担は大きければ大きいほど受給率ちゅうか、当然減ってきますよね。それで、この幌延町での対象者の中で、万が一、そういう負担が大きいのでやらないと、受けないという場合は、この巻頭の数字が当然減ってきますよね。ということは、国からの補助も当然減らされると思うんで、この辺の数字の見方ちゅうか、確認の仕方ちゅうか、予測ちゅうか、その辺、どう考えているんでしょうか。

対象者がこんだけいるんだけど、当然この数字ではいけないよね。受けない方も当然いるんだから。その場合の対応の仕方ちゅうか、当然、国の補助金減らされたら幌延町だっけ出す金減りますよね。受給者が少なくなったら、当然、負担することないんだから。

島田保健福祉課長

国のこの補助金の関係では、事前に国の方には、多分これからだと思うんですけど、概算の申請をしなければならないということになります。それと並行して病院とも調整しながら同時接種って考えでいますけれども、同時接種する方もいらっしゃいますしワクチンだけを接種する方もいらっしゃると思うので、その辺も対応できるように診療所とも今週中に詰めるんですけども、国の補助金の考えでは実際に定期接種対象者が国の補助金の対象者になりますんでね、その方々がどれだけ受けたっていうことが最終的に年度末に実績として報告して、それに係る補助金が最終的に入ってくるというような形になってくるということです。

深澤委員

受けなかった方が、万が一ですよ、コロナにかかったと、当然、自己負担、全額ですよ。定期接種を受けないでかかってしまったとしたら、当然1万4千何ぼが個人負担でかかったときに、病院に受診したら、当然、全額負担っていう考え方でいいんですか。

島田保健福祉課長

今回のこの新型コロナワクチン接種費用に係る個人負担については、かかっても重症化しないためのワクチン接種ですから、コロナにかかりました、病院に受診しましたっていうのは、ワクチンを接種してても、してなくても、そこは個人の負担なので、そこは1万5,400円は、あくまでもワクチン接種費用に掛かるお金なんですから、それとはまた別に考えなきゃいけないのかなと思います。

植村委員

今後のこのワクチンなんですけども、これ、インフルエンザとか何とかっていう、既成の感染症と違って、このワクチン、皆さん御承知のとおり、常に何ちゅうか、ワクチンの形を変えながら、細々っちゅうか、浸透して、また、じわじわと発生してきているというような状況でないかなと思うんですよね。ということであれば、マスコミ等では言われているように、従来の市販のワクチンが、だんだん効かなくなってきたらということに見られているんですけども、そのワクチンが、今現在は流行してるウイルスに対応できるワクチンであれば、皆さんそれぞれ自己負担を払いながらも接種をすると思うんですけど、いやこれ打ってもほとんど効かないよと、重症化はしないかもしれんけどもねっていうような程度だったら、かなり接種率が下がるような気もするんですけども、そこら辺の考え方はどういうふうに見ているんでしょうか。

山本課長補佐

ただいまの御質問にお答えいたします。

確かにウイルスの形は変わってきているとは思うんですけども、こちらの方としましてもワクチンを購入するときには診療所が窓口にはなっているんですけども、製薬者の方から情報を頂きながら、ウイルスの型に応じてワクチンの方もどんどん変わってきていますので、そちらの方を活用して、なるべく効果の高いものというふうに考えています。

ただ、そのワクチンの供給についても、その時によって、どのワクチンをこちらの方でも受け入れるかといいますか、購入できるかというようなところは、診療所の方とも相談しながら進めていくような形になると思います。

佐藤委員

深澤委員からもあったように、この接種の人数を見ると、やっぱり、これは大丈夫だとか、いろんな負担の額もあったりして、やっぱり、この19歳から64歳までの接種率が、かなり低いのと、65歳以上もまだ70%、全体から見ると町民の半分ぐらいしか受けてないのかと思って、やっぱり、これをどうやって、お金が絡むんで、一番いいのは無料にすればいいんだろうけども、そういう、町民にどういうふうに受けてくださいっていうものを持って考えているのか。できるだけ今言ったように、少しでも受けてもらえば一番ありがたいんだろうけど、そこら辺のこと、どういうふうに町民の皆さん、お願いしていくのか、その辺とこちょっと分かればお願いしたいと思います。

山本課長補佐

この数字につきましては、昨年度までの接種率を基にした数字なんですよね。

実際に無料でやっていた時期も、最初は皆さん結構接種希望が多かったんですけども、徐々にやっぱりワクチンを重ねていくことによって、症状とかも、り患しても、やっぱり

重症化が少しずつ減ってきているので、無料のときにも徐々に接種率は低下してきているような経過はありました。ですので、今後、料金が掛かること、あとコロナのこの傾向から言って、もしかしたら接種率の方は低下する可能性はあるかもしれませんが、少しでも皆さんに接種していただけるように、今週、診療所の方とも調整はしていくんですが、インフルエンザのワクチンと一緒に受けれるようにとか、あと、コロナだけの人はコロナとか、なるべく町民の方が受けやすいような方法を探っていきたいとは考えています。

あと、なるべく接種しやすい体制作りをしていくためにということで、65歳以上の方に関しては、なるべく接種の混乱がしないようにということで、今の段階では回覧等で周知して、申込みをしていただいた段階で、私たちの方で一つ一つ説明しながら、あと、接種の日程とかを調整していく形。あと、お子さんたちに関しまして、ゼロから高校生までに関しましては個別に通知をして予約をしていただくというような形で、今方法を検討しています。それに関しても、今週、診療所の方と打合せして、具体的なことが決まっていく予定です。

佐藤委員

今、大変こう検討されてるんですけども、できればね、勤めたりいろんな人もいるものですから、休みだとか、担当者、大変でしょうけど、そういうふうな配慮もしていただければ、いろいろ調整付く人も出てくるんだらうなと思います。

そこら辺も一つ検討事項に入れていただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

島田保健福祉課長

今の佐藤委員のお話だったんですけども、一応、定期接種になったということで、今までみたいな臨時接種というか、保健センターでやってたようなことは、多分、もうできないのかなというふうに思います。

定期接種化になったので、診療所での対応ということで、その辺も今、山本補佐から話ありましたが、明後日、木曜日に院長とその辺は調整しなければいけないんですが、できるだけ平日の、病院の方も対応等があるので、先生の勤務もありますんで、平日のいつからいつをこれに充てましょうということを、ちょっと調整していきたいというふうに考えてますんで、ちょっと土日に、臨時的に接種するようなことは、今のところ予定はできないですね。先生の御都合もありますので。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので「新型コロナウイルス接種費用に係る個人負担について」の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に(2)住民生活課所管、幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況について説明をお願いいたします。

村上住民生活課長

それでは、幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況についての説明をさせていただきます。

本計画につきましては、健やかに暮らせる生活環境を確保するために、今ある交通資源を効果的に活用しながら持続可能な地域公共交通体系を構築するということを基本理念としまして、町内の交通体系の見直しと確保、維持を目的に本年3月に策定いたしました。

計画で定めました基本方針を実現するため、計画1年目の今年度につきましては、幌延地区、問寒別地区それぞれにおいてデマンド交通の検討を進めるべく10月から11月の2か月間で、幌延地区では乗り合いタクシー、問寒別地区では自家用有償運送の試験運行を行うことといたしました。

本日はデマンド交通の試験運行の概要を含め、計画推進の進捗状況や今後の予定等について御説明をさせていただきます。

詳細の説明につきましては、お配りいたしました資料を基に、地域対策担当補佐の山下から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします

山下課長補佐

それでは説明させていただきます。

まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

ホチキス留めで、まちづくり常任委員会説明資料2枚ものがございます。

めくっていただきまして、左上に資料1、幌延町地域公共交通計画策定推進スケジュールというものです。

めくっていただきまして、A4の横判になりますが、資料2、幌延町地域公共交通計画と町内公共交通ネットワーク体系案でございます。

続きまして、資料3-1、資料3-2でございますが、令和6年度地域公共交通（幌延地区内）の試験運行と利用登録の御案内チラシでございます。

資料3-2の方が問寒別地区内のチラシでございます。

そして、最後に資料4でございますが、2. 過疎地域持続的発展支援事業の資料でございます。

では、説明資料を基に御説明させていただきます。

幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況についてでございます。

まず1. 幌延町地域公共交通計画策定の歩みでございます。

資料1を御参照ください。

地域公共交通を取り巻く環境の急速な変化や持続可能なまちづくりを進めていく上で重要な要素となる移動手段確保の観点から、地域のあるべき姿をデザインするために、令和5年度幌延町地域公共交通活性化協議会を開催して計画の策定を進めてまいりました。

第1回の協議会を8月28日に開催しております。

それまでの既往資料の調査や実態調査などを踏まえまして、調査結果をまとめまして、町内の公共交通体系に関する課題整理など概要版を御説明しております。

その後、課題整理を進めまして、12月20日に第2回の協議会を開催し、課題整理のまとめ、そして計画の案の概要をお示ししております。更に、計画案を精緻化を進めまし

て、翌3月1日、第3回の協議会を開催しまして、計画の素案を委員の皆様にご審議いただいております。

第3回の協議を終えまして、委員の皆様のご意見を集約して最終計画案をまとめ、パブリックコメントの手続きを行っております。

3月4日にパブリックコメントの予告を実施し、3月8日から27日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

意見といたしましては、1名27件ございましたが、氏名や住所などの記載がございませんで、必要な要件を具備しなかったということで、意見自体は無効となっておりますが、今後の計画を推進する上での参考とさせていただきます。

これを受けまして、3月29日に幌延町地域公共交通計画を確定しております。

この協議会の流れに沿いまして、令和5年2月28日にまちづくり常任委員会におきまして、計画全体の概要ですとか予算について御審議いただいております。更に、8月31日に計画の策定状況に関して進捗をお知らせしております。そして令和6年になりまして、2月28日に計画の素案に関しまして、概要を御説明しているところです。

続きまして説明資料の2.でございますが、幌延町地域公共交通計画における町内公共交通ネットワーク体系についての御説明です。

続く資料2を御参照ください。

令和5年度で策定いたしました地域公共交通計画に関しまして、冒頭、課長からも計画の基本理念が御説明ございましたが、健やかに暮らせる生活環境を確保するために、今ある交通資源を効果的に活用しながら持続可能な地域公共交通体系を構築するということを目指す姿、理念としてございます。この持続可能な地域公共交通体系をどうやって構築していくかということに関して、計画の中で方針を三つ掲げてございます。

方針の1が幹線交通・広域交通・地域間交通の維持・確保でございます。これは主に地域外と地域を結ぶ移動手段の確保でございます。JRやバスの維持を引き続き確保するために努めていくという方針でございます。また、方針2が町内公共交通体系の構築といたしまして、町内の公共交通ネットワークをいかに形成していくのかということの方針としております。方針3でございますが、公共交通利用活性化の推進として、町内公共交通の維持と利用促進というものを掲げてございます。

これらの方針三つを一体的に進めることで、地域内における移動手段の確保、持続可能な種確保を目指していこうとするものです。

特に、方針2の町内公共交通ネットワークの体系につきましては、中の部分の図、概要で示してございますけれども、既に令和3年11月から(3)のハイヤー運賃等助成制度を実施しております。通常ハイヤー運行運賃を助成することで70歳以上などの交通弱者と呼ばれる方たちをチケット制で、少し低廉な料金での運行、地域の足を確保することを先行して実施してございます。そして今回、計画の中で、計画を推進する上での新たな施策といたしまして(1)幌延地区においては乗り合いタクシーという制度、そして(2)問寒別地区においては自家用有償旅客運送という制度、この制度を実施することによって、利用回数に制限のない地域の足の確保、デマンド交通を実施していこうとするものです。

乗り合いタクシーに関しましては、デマンド型の乗り合いタクシーを実施することで、ダイヤや経路時刻を定めない区域運行の方式を採りたいと考えております。

運行主体は地域の交通事業者で天塩ハイヤー様でございます。

対象者は地域住民と地域来訪者を対象としてございます。

運行の区域範囲でございますが、幌延市街地と周辺集落をエリアとし、自宅と連絡施設、連絡施設間などの乗降でございます。

利用料金は、乗降する区域ごと、地域ごとで設定をしておりますして、通常のタクシー運賃等の3分の1程度を目安に料金を設定してございます。

例と書いてございますが、例えば、これは下沼地区から市街地に行った場合を想定してありますが、ハイヤーの運賃等が3,260円掛かった場合に、下沼地区から幌延市街地区に移動した場合、料金は千円にするというものでございます。

一方、問寒別地区の自家用有償旅客運送に関しましては、オンデマンド型の自家用有償の区域運行を想定しており、運行主体は特定非営利活動法人NPO法人ミナといかんを想定してございます。

対象者は、同じく住民と地域来訪者で、運行の範囲は問寒別市街地と周辺集落、そして、越境をいたしますが天塩中川駅となっております。これは、これまで無償で問寒別地区で実施していましたデマンド交通を有償化するというものでございます。

利用料金の考え方は、乗降区域ごとに設定いたしまして、もし、そこにタクシーやハイヤーが走っていたとする場合の運賃と比較いたしまして3分の1程度以下を設定してございます。

例といたしまして、運行費用等、諸費用の総額が3,600円とした場合、これは上問寒から市街地を想定してありますが、利用料金は500円としてございます。これらが乗降区域ごとに設定されているというものでございます。

この(1)と(2)乗り合いタクシーと自家用旅客運送の仕組みによって発生した利用料金、例えば千円と500円に対しまして、更に先行実施しておりますハイヤー運賃と助成制度の適用となる高齢者等交通支援者に関しましては、更にそこから負担軽減措置として千円が100円、500円が100円になると、チケットの枚数に限り、100円ずつになるということで、より利用しやすい地域の足を目指そうとする制度設計でございます。

では、説明資料に戻りまして3. 地域デマンド交通実証運行の実施でございます。

こちらは資料3-1と3-2をご参照いただきます。

上記方針2に基づきまして、町内の公共交通体系のネットワーク形成を目指してございますが、先ほども御説明しましたとおり、幌延地区と問寒別地区においては利用回数に制限のない地域の足の確保に向けて地域デマンド交通実証運行を10月、11月の2か月間かけまして実施を予定してございます。

まず、幌延地区に関しましては資料3-1のとおり、乗り合いタクシーとして試験運行を実施する予定でございます。

運行区間に関しましては、真ん中、中ほどでございますけれども、御自宅と連絡施設65か所の間、又は連絡施設間を予約制によって運行するというものです。

運行時間に関しましては、運行主体となる天塩ハイヤー様の営業時間と同じで、平日、

土曜は7時から19時、日曜、祝日は7時から17時を予定してございます。

利用料金に関しましては、乗降する地区別ごとに300円から3,500円で設定してございます。更に、ハイヤー運賃等助成制度の適用を受ける場合、この金額が100円から400円になります。

申請する先に関しましては、裏面に移っていただきまして、幌延町役場になりますが、ハイヤー運賃等助成制度を未登録の場合は保健福祉課になり、ハイヤー運賃助成制度の適用にならない方に関しては住民生活課が窓口となっております。

ハイヤー運賃等助成制度の対象者に関しましては、その対象によって乗り合いタクシーの対象とするということになりますので、原則、申請の手続きは不要でございます。

乗車方法ですが、事前に申請をしていただきまして、利用カードの交付をいたしますので、ハイヤー会社さんに事前に予約していただき、利用カードを提示することで乗車することができます。

その他といたしまして、先ほど来御説明しておりますハイヤー運賃助成制度も適用することができますので、通常の運賃に対して100円から400円程度の利用料金で対象者が乗車することができます。このチラシの裏面の下の部分に主要な区間運賃が設定されてございまして、これはあくまで幌延市街地とそれぞれの地域を行き来した場合の料金設定になってございます。幌延市街地と幌延市街地、幌延市街地内で動く場合は300円でございます。その他、幌延A、B、北進など、それぞれの地区ごとに利用料金を設定してございます。

続きまして、資料3-2、問寒別地区内での試験運行に関するのチラシを御参照ください。

こちらは自家用有償旅客運送の仕組みを用いまして、デマンド交通を実施するものでございます。

運行区間、運行区域に関しましては、御自宅と連絡施設、問寒別地区に関して32か所設けておりますが、この自宅と連絡施設の間、あるいは連絡施設間でございまして、そこを予約制で運行するというものでございます。

運行時間は平日9時から17時を予定しており、利用料金に関しましては、運行、乗降する地区別ごとに100円から500円の設定でございます。そしてハイヤー運賃等助成制度の適用対象者は、これらが100円になるというものでございます。

裏に移っていただきまして、申請先でございしますが、こちらは運行主体になりますNPO法人ミナといかんの方に申請をしていただくこととなります。

幌延地区と同じように、ハイヤー運賃と助成制度の対象者は自家用有償運送の申請もされたとみなされますので、手続きは不要でございます。

乗車方法は、申請により交付いたしました利用カードを御提示いただき、事前予約の上、乗車していただくこととなります。

運行主体はNPO法人ミナといかんとしてございます。

こちらの裏面の下の方にも主要な区間の運賃を表示してございますが、これあくまで市街地とそれぞれのエリアの移動でございます。市街地内に関しましては100円で、それ以外の地区に関しては200円から500円の設定となっております。

それぞれ幌延地区、間寒別地区、いずれもですが、9月10日に住民向けの説明会をする旨、こちらのチラシ、あるいは告知端末等で周知してございます。

では、説明資料にお戻りいただきます。

4. 過疎地域持続的発展支援交付金活用でございます。

こちらは資料4を御参照ください。

これまで御説明いたしました利用回数に制限のない地域の足の確保に向けた地域デマンド交通体系の整備の取組については、総務省が所管しています過疎地域持続的発展支援交付金事業、令和6年度当初要望分に応募しまして、6月4日付けで採択されましたので、これらの交付金を活用して事業を推進していきたいと考えております。

この交付金の趣旨ですが、過疎地域において、ICT技術を活用して地域の持続的発展を図る事業を対象とするものです。

当町は、ICTを活用した地域デマンド交通整備事業という事業名の下、申請を行いまして、交付決定を頂いております。交付決定額は1,194万5千円です。

全国から応募がありまして、最終的に採択された数は19団体で、うち都道府県が1、市町村が18となっております。

当町が申請した主な事業の内容ですが、地域交通を実施していくに当たっての車両の整備、地域公共交通を進める上でのシステム開発等の整備、地域デマンド交通実証運行の実施、制度説明会開催等の経費でございます。

説明資料に戻りまして5. 令和6年度のスケジュールでございます。

こちらは一番最初の参考資料でございます資料1を御覧ください。

令和5年度の計画策定に引き続き令和6年度は計画に基づく公共交通施策を展開するという年になってございます。

諸準備を進めまして、8月5日に第1回の幌延町地域公共交通活性化協議会を開催してございます。ここで実証運行の実施計画等を委員の皆様に御審議いただいて、その後、実証運行の準備を進めてまいりました。

現在、利用の周知や登録の申請等に向けて準備を進め、住民ドライバーの募集や講習等を実施してございます。そして10月から11月にかけて、地域デマンド交通の実証運行を実施いたしまして、11月以降、利用者向けのアンケートを実施し、実証運行の検証を12月以降行ってまいりたいと思います。

この実証運行の検証の結果に基づきまして、来年2月頃に、第2回の活性化協議会を開催いたしまして、実証運行を経て本格運行にどのように向けて検討していくことができるのかを委員の皆様に協議してまいりたいと考えてございます。

以上が幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況についての御説明です。

どうぞよろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

佐藤委員

一つ伺いたいんですけど、ICTってこれ何の略で、何なんですか、これ。

I C T事業と言われてもちょっと、何の事業なのか。

山下課長補佐

インターネットですとかイントラネットですとか、そういったものを活用して、電子通信機器を使用した仕組みとかシステムのことですね。情報技術を活用してという。

このI C Tを活用した地域活性化策に対して交付金っていうのが付くんですけども、いわゆるそのアナログというんでしょうかね、紙を使ったり手を使ったりっていうことではなくて、情報技術を活用して簡素化した、デジタル化した、省力化したような仕組みを使っただけの、仕組みを構築するものに対して、この交付金に関しては事業の採択をされるというものです。

(佐藤委員「わかりました。」の声あり)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

この結果、大変すばらしいことだなとは思いますが、今説明されて理解したかったら理解できません。私どもも分からないんだから、住民が本当に分かるかったらそうじゃないんですよ。

ここで最初のページに意見書1件出たけど、全部無効だったという話あるんだけど、これ公開はできないんですか。

山下課長補佐

意見を頂いたんですけども、意見としてはやはり無効なので、公表はしないことにしております。

深澤委員

無効って、内容がくだらなかつたという意味ですか。

誰が判断して無効になったのか。せっかく応募してくれたのに。

山下課長補佐

意見の内容に関しましては、非常に的を射ているものであったり、的確なものっていうのがございまして、施策を展開していく上で参考にするべきものは多々あったというふうに認識しておりますので、これら施策を展開していく上での本当に要素として検討課題かなというところを内部としては承知しているというところです。

深澤委員

そこまで納得しててね、せっかく応募してくれた人、今後もう二度と出さないって気するんですけど、何か住民の意見をないがしろにされたような気持ちになるんだよね。こうやって否決されちゃったら。もっと丁寧に説明したのかさ。

岩川副町長

パブリックコメントのやり方として、うちも町民参加条例ってのはあるんです。その中でパブリックコメントのやり方っていうのを規定しているんですが、匿名のものについては無効とするという規定があるので、それに則って、意見としては、このパブリックコメントの意見としては無効にはなるけども、内容的には今後の業務について参考とさせていただきますというそういう取扱いをしています。

これ、どうしても形式的要件を満たしてないので、有効とできなかったということです。御理解いただきたいと思います。

深澤委員

事前にパブリックコメント出すときの窓口で、今、副町長が言われた、名前を書かなかつたら駄目だよって言う文言は載ってたんですか。その出した人、理解できてたんだろうかね。

山下課長補佐

パブリックコメントの予告と実施に関しては広く周知をしております、氏名と住所を記載してくださいということは付記しておりますので、そちらを前提として実施しているということを見た方であれば承知しているのかなというふうに考えております。また、提出の方法に関しても、書面であったり電子媒体であったりということがございますので、そういった電子媒体で今回は来たものなんですけれども、差出人等も判別できるものは何もございませんでしたので、こちら側の方から住所と御氏名明記していただければ、御意見として扱いますよということもお伝えすることはございませんでした。

深澤委員

説明は十分理解しましたが、出した側にしたら、せっかくの考えをね、提示して、無効にされたって気持ちになるんで、今後このようなことがないように、求めるんだったらもう少し丁寧だね、町民に周知していただきたいなと思います。

山下課長補佐

やはり御提出いただいた内容というのは本当に意義深いものもございましたので、全く意見がなかったというふうに終わらせてしまうというのは非常にもったいないという、こちらの考え方もございましたので、告知端末とホームページにおいてお知らせする際には、要件を満たさなかったので無効にはなりましたが、施策を展開していく上での参考にさせていただきたいという文言を付記させていただきましたので、私たちの思いもそこに載せさせていただいたというところでございます。

深澤委員

今の件は十分理解しました。

それで、先ほど来説明してるんですけど、この時間、営業時間ですよ。これ利用者から見たら5時で終わってしまっは夜どうするんだっていう気になるし、土日もそうですしね。例えばお年寄りがね、土日の学校の学芸会だとかね、運動会だとか出るときにね、土日休まれたらさ、学校事業だ、したら土日やめるのかっていう気になるんだけど、この辺の解消方法ってないんですか、これ。

山下課長補佐

幌延地区と問寒別地区でちょっと運行する制度が異なりますので、まず、幌延地区の乗り合いタクシーに関しては、これはあくまで営業を行っている交通事業者様が行うということになるので、その営業時間を超えてというのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えております。一方、問寒別地区の有償運送に関しましては、これは受けていただくといえますか、運行主体となるとところがどのように判断して運行できるかということになりますので、現時点では問寒別地区において、これまで無償でデマンド交通を実施

してきたものは週3日のこの時間帯での実施をしてきたと。それを有償化することによって平日は全て運行できるのではないかということでの調整を運行主体としたというものでございますので、あとは運行主体の方で、例えば土日に関してのいろんな行事でも対応できるとか、いろいろな時間帯で対応できるという、マンパワー的にできるようになれば、また、ここに関しては営業時間、運行時間に関しても見直しを含めては検討できると思うんですけども、あくまで運行主体の方での判断というところもあるかと思えます。

深澤委員

相手がいることですから、なかなかその辺は難しいけど、やっぱり要請するには町民の要望も聞いてね、やっぱりその時間帯はもう少し努力してほしいな、汗をかいてほしいなっていうのは我々の意見です。

それと、先日、乗り合い問寒別の話なんですけど、ここにある運転手の講習会だとかって開催してましたよね。この問寒別運行するための多分運転手だと思うんですけど、その前の募集人数と採用ちゅうか決定したんですか。この辺伺いたい。

山下課長補佐。

講習会を開催しまして、8月31日ですか、開催いたしまして、受講されたのは10名でございます。

今回の有償運送のドライバーに関しましては、既に二種免許を持っておられる方というのは、この講習を受けずして登録することはできますので、そういった方でも御協力するよというお声はいただいておりますので、そういう方は講習受講していないと。それ以外の一種免許を持っている方で10名の御参加がございましたので、後ほど、これらの方が実際に運行ドライバーとしてどのような形態で御協力いただけるのかというのは、今後詰めてまいりたいというふうに思っております。

深澤委員

最後にもう一点、この申請の仕方がものすごい、何だか分かりにくいっっちゃうかね、先ほどから説明、一生懸命してるんだけど、もう少し簡素化できて申請っちゃうか、窓口一本にするとかね、何か、その辺の申請の仕方って、今後、検討していただけるんでしょうかね。

山下課長補佐

これ、利用する方の申請ということでよろしいですか。

まだ、私たちもまず実証運行ということで、試験的に10月、11月をやってみるということですので、私たちの側もどうなるのかとか、利用者の皆様のお声も含めてどうなるのかというのがまだ分からない段階でのお話ですので、まずはこの形で運行させていただいて、アンケート調査とかも行いますが、こういった不都合があったですとか解消が必要だというような問題点に関しましては、試験運行を経て分析した結果を基に、また本格運行に向けて、どうしたらいいのかというのは検討してまいりたいと考えております。

植村委員

両方とも、これ完全予約制ということですけども、利用時間の何時間前に予約すればいいのか、有効なのか、お聞きします。

山下課長補佐

こちらに関しましては運行時間が幌延地区と問寒別地区ございますけれども、今回、例えば、幌延地区に関しましては7時から19時、平日、土曜は7時から19時ということなんですけれども、基本的にはこの時間帯の前に予約があるであろうということはそう想定はしています。時間帯で、例えば9時から10時というようなときに運行するのであれば、その前に予約はあるんだろうというふうな認識です。

植村委員

そしたら通常の、今までもハイヤーさん利用するときは予約してお願いして来てもらうという方法だったんですけど、それと大した変わらないということですか。

山下課長補佐

現時点で、試験運行で考えているのは、一般のこれまでの従来どおりのハイヤー運行と同じような形態になろうかなというふうに考えております。

植村委員

ということは、定期じゃないで非定期でということですから、例えば、10時まで幌延の診療所に行きたいんだということであれば、それでも受け付けてもらえるということですね。時間内ということであれば。

山下課長補佐

従来と同様に、何時にどこに来てというような予約に基づいてなんですけれども、それは、あくまで配車というんでしょうかね、いろいろな予約が重なっていたりっていう可能性もございますので、これは今までどおりかなというふうに考えておりますので、何時にどこに来てくださいという予約に基づいて運行するということになるかと思えます。

植村委員

乗り合いということなんで、そこら辺が定かでなくなるのかなと思ったりしてたものですから、なかなかね、うまく乗り合っていけるのであれば、これは一番いいことなんだかもしれないけども、考えたとしたら、今までどおり利用登録してもらえれば、この料金で指定の場所へは行きますよという、乗せて行きますよということで利用者にしたらそういう考え方でいいんでしょうかね。

山下課長補佐

都市部とかにおいては、この乗り合いタクシーの本来の考え方というのがマッチする部分もあろうかと思えます。あくまで行き先が共通しているですとか、同じような時間帯で行くという時に乗り合いが可能になるということからすると、幌延町内に関しましては、そこまで行き先と時間帯がマッチしてくっついていうのは、なかなかないのかなというふうには考えられますので、そうした際には乗り合いというのが発生する可能性もありますが、従来どおりの一人一人の運送というようなことが、幌延町内では多いのかなというふうには考えております。

植村委員

この登録なんですけども、これ、あくまでも本人が役場窓口に来てやるのかな、これ。登録しなかったら認めてもらえないのか、代理登録はできないのか、その辺。

山下課長補佐

基本的には本人確認をさせていただいた上での登録になろうかなと思うんですけども、これまでのハイヤー運賃等助成制度に関して、ちょっとなかなか行きづらいよというような方もいらっしやったかと思うので、その辺は臨機応変で本人確認ができるのであれば行ってまいりたいなどは思っています。

植村委員

幌延地区の方ね、下の方の、通常のタクシー料金と異なるご利用って書いた中で、運行時間外での御利用という1項目があるんですけど、これあれでしょ、あくまでもハイヤーの運行時間内での乗り合いタクシー試験運行を行うということなんで、それ以外で利用するっちゃうことあり得るのか。受ける業者の方では運行できないと思うんですけど、その辺、どういうふうにとったらいいのかな。

山下課長補佐

ここは運用の部分だとは思いますが、これまでの運行主体の交通事業者様も、例えば、7時から19時の営業と言いつつも、18時50分に乗せてほしいっていう方がいて、行き先が1時間掛かる所だったっていう場合もあると思うんですよ。それは断るのかっていうところも、そこは運用の部分だったりするところもあるでしょうし、あるいは、予約に応じて、その時間じゃない部分でも運行しているというケースがあったとするならば、あくまで、乗り合いタクシーの試験運行はこの時間で決めて陸運とかに申請するものになりますので、この時間外のものっていうのは対象外になるという旨を付記したというところでございます。

植村委員

問寒別に関する国の補助金、交付金っていうのは、問寒別のデマンドの運行に対する補助金と理解していいのか。それとも両方に対する補助金なんですか、これ。

山下課長補佐

先ほどICTの技術ということが出てきまして、この交付金はICT技術を活用した事業でなければ採択されないという前提がございます。

今回の事業のメインになるものが地域公共交通、幌延町では乗り合いタクシーと自家用有償とそしてハイヤー運賃等助成制度、この三つの仕組みをICTの力を使ってデジタル化していこうというところが肝になっておりますので、ここは問寒別に限らず、幌延町内に関しても、このICT技術を活用するという部分の交付金でございます。

植村委員

それだけの試験運行ほぼ1年間やるんですけども、これらに関して町の手出し、予算というのは、経費はどのぐらいみているのか、つかみで。そんな細かい数字は分かんないと思うんで、つかみでどれくらい。

山下課長補佐

この試験運行に関しては、10月と11月の2か月間なんですよ。2か月間ですが、予算上は180万程度の委託料を含めまして、予算は計上してございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

今、植村委員から、通常、タクシー利用となると、例えば、今言ったように7時10分前で連絡して1時間掛かると、そういった場合の7時過ぎたよと、こっから、メーターのあれが出てくるってことかい。これはもう7時前に予約したんだから、この料金で送ってもらえるってことになるのか。それと、この指定された施設以外からここまで行くのには、そこまではハイヤー料金が発生していくっていうことになるのか、さっきちょっと理解できなかったものですから。という料金算定なのか。

山下課長補佐

例えば、7時前に予約があって7時10分の運行してほしいというようなことに関しては、普通に乗り合いタクシーの対象になります。で、御自宅と連絡施設の間を運行するということになっておりますので、あるいは連絡施設間なんですけれども、原則その間に乗り合いタクシーは適用されるということになっております。

高橋秀之委員長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

ほかにありませんか。

齋賀委員

先ほどから何回も言っているICT技術を活用して整備するということで予算をもらったんですけど、この事業内容4公務あるんですけど、特に力を入れるなら、話を聞いていたら地域公共交通システム整備だと思うんですよ。誰でも簡単に予約して配送すると、これは自前で開発するんですか。それとも誰か他人に頼んでこのシステムを開発してもらうんですか。それが一点ですね。それと、まずはこの形で運行したいということなんですけど、今、いろんな意見があって、この土曜、日曜とか時間外をどうするんだっていうことは、回答では事業主体だということですよ。この事業主体に相談をして、土日、365日、2か月間ずっと休みなしで運行しますよって言ったら、そのまま運行してもらいますか。時間もいつでもいいよっていうことになったら、そういうふうな運行になるんですか。それはいつ決まるんですか。もう10月から始まるっていうのに。

山下課長補佐

まず、システムの開発に関しては、これは私たち自前ではちょっと開発することはできませんので、これまでハイヤー運賃等助成に関しましても、システムを開発してくれている業者様と今契約を結んで開発をしていただいているというところでございます。そして土日ですとか、時間外の運行に関してなんですけれども、こちらは、あくまでその10月、11月は試験的に運行をしてみるということなので、今、チラシで御説明している時間帯での、まずは運行してみると、更に違う時間帯でも行けるよということで、運行主体の方で確認ができる場合は、本格運行に向けて検証はしていきたいと思っております。

ただ、この陸運支局に申請する時点では少し幅を持たせたような時間帯での届出自体はしておりますので、チラシ上はこの時間ということになっておりますけれども、運行主体によっては、ちょっと、そこは流動的にといいますか、幅を持たせたような運行もできな

くはないということではございます。

齋賀委員

もう一つは地域公共交通車両整備ってありますよね。幌延町は乗り合いタクシーですよ。問寒別は自家用有償運送なんですか。これを、どうやって交通車両整備するというふうに見たらいいんですか。

山下課長補佐

今回は、あくまで今回の国の交付金を活用するという上での車両整備ということでございますが、こちらの車両整備として挙げている主な事業は、問寒別地区における有償旅客運送を行うに当たっての車両を導入するという経費でございます。

齋賀委員

車両を新たにまた導入するという事なんですか。

自家用だから、その前の講習を、さっき質問あったけども、講習を受けた人たちの乗用車が、使って、ドライバーもお願いしてやるんだと思ったんですけども、新たに車両を購入するって言ったんで、その辺はどうなんですか。

山下課長補佐

ここちょっと認識が、なかなか、これ自家用って言っちゃうとそういうイメージを持つんですけど、国の仕組み上、法令の仕組み上、事業用か自家用かっていうものなんですね。緑ナンバーか白ナンバーかっていう区別だけの話でして、我々、自家用って聞くと自分の車ってイメージですけども、単に緑ナンバーではないっていうものなんですね。ただ、齋賀委員おっしゃるように、自家用で本当に自分の車両を持ち込んで有償運送するというケースもあるんですけども、その場合の、例えば、事故を起こした場合の補償であったり車両をぶつけたときの等級の変動だったりっていうのを考えると、やはり自分の車両を持ち込むときのリスクってのは高いなというふうに考えておまして、それで、あくまで運行主体等が保有する、あるいは貸借している車両を用いる方が、いろんなリスクは低減できるだろうという判断で、持込みの自前の車両ではなくて法人等有する車両というような位置付けを考えております。

齋賀委員

分かりました。

10月1日までに運営主体と話をして決まったら、また、こういうチラシが変わってくると思うんですけども、その変更になったチラシ等は、これ、今、案だと思うんですけども、案じゃないですか。それとも、もう決まったんだよと、何とか委員会で話して決まったんで、このとおりいくということになるのか。運営主体と話し合っ、運営主体、それじゃ飲み込めないっていうことになったら、それ、いつ変わるのかっていうことを、例えば、問寒別地区においても、問寒別は火葬場を利用するから問寒別の人の火葬場まで走ってもらってもいいんじゃないかと思うんですよ。これには載ってないんだけど、幌延は火葬場まで行きますよと、そこら辺の変更はいつまでにして、いつ正式になるんですか。

山下課長補佐

こちらの内容に関しましては、8月5日の協議会で御審議いただいた内容でしたので、基本、この内容で試験運行に関しては行わせていただくというものでございます。

そこで、不具合があったりですとか、改善策があつて、アンケート結果等も踏まえて分析して、本格運行に向けてどうしていくかというのは、今後検討していく課題かなというふうに思っております。

今、委員がおっしゃいました火葬場にということございましたけれども、あくまで、この問寒別地区で実施しようとしている有償運送の仕組みというのが公共交通空白地であるという前提がありまして、そこが、あくまで問寒別地区をしますよということでしたので、火葬場がちょっと問寒別地区の行政区ではない部分でありましたので、例えば、そこまでということになりますと、また再度協議会で合意形成に向けた協議をした上で、そこであればいいですよというような了解を各方面に御了解いただいた上で、そこまでいけるということになりますので、今後、試験運行をしまして、そのニーズですとか必要性というのを検証いたしまして、そこも含めて今後を検討ということになるかと思えます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

今言ったように、自家用ということで、自家用じゃないよと。これもあれかい、車の購入費もこの事業費の中に入ってるっていいですかね。これは別なの。車を購入するお金。

山下課長補佐

先ほど御説明しました、国の交付金を使う主な事業の中に地域公共交通車両の整備というものがあつて、これが問寒別のデマンド交通を行う上での1台の車両を購入する経費をここで見込んでおります。

佐藤委員

台数は1台ですか。

山下課長補佐

1台です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので「幌延町地域公共交通計画推進に係る進捗状況について」の件は以上とします。

ここで昼食のため、13時10分まで、休憩とします。

(12時00分 休憩)

(13時07分 開議)

高橋秀之委員長

休憩を解いて会議を再開します。

次に(3)総務企画課所管「幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について」説明をお願いいたします。

山本総務企画課参事

それでは私の方から幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況ということで説明させていただきます。

配付した資料3部ありまして、まず一つ目が幌延町多世代交流施設に係る意見聞き取り概要というのと、その意見の聞き取り概要をまとめた構成団体への聞き取り概要っていうのが、A4横で一部、それと、幌延町交流拠点施設基本構想に係る施設整備の内容（役場案）についてっていう3種類の資料を配付させてもらっています。

それでは説明させていただきます。

令和5年度から進めてきた幌延町交流拠点基本構想の策定について、令和6年4月9日から行った創生会議への創生会議構成団体への意見聞き取りを終えて、今の意見に基づいた整備内容を基に、各課長による協議及び理事者協議を終えて、施設の整備内容について、再度、今、各課長に聞き取りを行っているところです。

その聞き取りを基に役場案を作成して、その案を基に、今度、創生会議に諮りまして、御意見を頂きながら、検討していただきながら、どういった施設にしたらいいかっていうことを決めて、答申をもらって、そのあとのパブリックコメントにかけて、12月中には、何とかこの構想を充実させようという、今、そういうような流れで仕事を進めております。

皆さんから創生会議構成団体から頂いた意見の概要についてっていうのは、1番の方にまとめてあります。

その意見の内容に基づいて、施設整備した場合っていうのが、1番の8ページの方にまとめてあります。また、この意見聞き取り後にまとめたこの施設の整備内容をもとに、各課長さんから意見を頂きながら、こういったようにした方がいいよっていうのをまとめたものが説明2っていう、もう一枚の方ですね。もう一枚のこちらの方の一番最後の別紙っていうことで、施設内容、今、こんな形で役場案として決めていきたいということをまとめたものが別紙のとおりとなっております。

今、これに基づいて、再度、理事者協議を終えて、今、各課長さんの方から意見を伺っておりますので、その意見を基に、また再度、作り直すのか作り直さないのか、ちょっと、まだ今分からないですけども、案を基に、今9月中に創生会議をやろうと思っています。

9月中に、この案に基づいて、創生会議の皆さんから意見頂いて、施設整備の内容を決めて、答申を頂くような順で今考えております。

意見の概要ですとかっていうのは、読んでいただければ分かると思いますし、なぜこのような施設整備が必要なのかっていうのも、この資料2つやつにまとめてありますので、御覧になっていただければなと思います。以上です。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問ある方は。

齋賀委員

何かあれですけど、大体の何か大きさとか、こういうものを入れたいなということ決まってるみたいなんですけど、構想の中でね、お風呂は、大体、料金どのぐらいにするんですか。

山本総務企画課参事

料金ですとか、まだその辺は決まってはいませんけれども、今、構想の段階ですから、このような、これぐらいの大きさが必要だ、このような施設が必要だっていうのを構想で、今、決めまして、それから、次、来年になるか、12月で樹立を終えた後に基本計画策定

に向けて、また、いろいろ決めていかなきゃならないと思うんですよね。

基本計画策定した後に実施計画ってありますから、その中で、料金ですとか使い方ですとかを決めていければいいかなと思ってます。

齋賀委員

お風呂の件は分かりました。このぐらいの大きさの、このぐらいの設備のあるお風呂を造ったらこのぐらいだなんて聞かれるのかなと思ったけども、ないようなので。

あと、これまでもあった運営主体は結局どこにしようとしているのかっていうのが一点と、二点目に商工会の事務所も古くなってきたから商工会の人の意見も聞くっていう話が前、ありますよね。結局、商工会はその建物の中に入るのか、商工会の意見をどの程度聞いたのか、反映されたのかですね。

あと、社協ありますよね。この意見の中でも。社協は、どうなるのかですね。

最後、もう一つはコインランドリーをもしこのまま作って行って、コインランドリーが赤字になった場合はどのようにしていこうというのも、この構想の中で話が挙がっているのかどうかお伺いします。

山本総務企画課参事

まず、一点目の運営主体どうするのかっていう話なんですけれども、構想の中で運営主体っていうのも、まだ決まっていはいないんですよね。これからたくさん考えられると思うんですよね。

町直営にするとか社会福祉協議会が移転してくるんであれば、社会福祉協議会がやっていただけるのかどうなのかっていうのも、まだ、ちょっと分かりませんし、商工会も入りたいよっていうことを2月の創生会議で会長さんが質問しましたので、その件もありますし、ですから、その具体的な運営主体っていうのも問寒別の例も参考にしながら、これから決めていかなければならないのかなとは思っております。

あと、商工会さんに話聞いたのかっていうことなんですけれども、商工会の事務方と一応どんな意向なのかっていうのは、お話は聞いております。お話聞いたからといって、移転にするとかしないとかっていうのは、まだその先の話で、これからいろいろ協議を重ねて、本当に入りたいのか、どのように入ってくれるのかっていうのもありますし、その辺もこれからの協議になるとは思います。

あと、コインランドリー赤字になったらどうするのかっていうのがあるんですけれども、その辺もちょっとまだ考えてはいないですね。コインランドリーあったらいいんじゃないか、だから整備するんだよっていうところまで来てるんですけれども、遠別町さんにもできましたし、稚内市にもありますし、その辺の利用状況とか調べながらやっていけたらいいのかなと思います。意見の聞き取りの中では稚内市のほうに皆さん通って、大物洗いですとか利用してるって話なので、あと、いろんな町を見ながら、車で走っても新しいコインランドリーが次から次へと建っているんですよね。そういう状況を見ると必要なのかなあっていうのは、感じます。ただ、料金赤字になったらどうするっていうのは、今後の検討かなと思ってます。

齋賀委員

分かりました。

今後の検討課題であるというのが分かりました。

最後に、役場案についてありますよね。整備内容の役場について、この9ページ目に、上から4行目、問寒別方面へ向かう復路のバス待ち時間が長い方もおり、冬季間は発車時刻までの数時間を寒さに耐えながら過ごしている状況にありますって、今、そういう状況なんですか。だって、待ってる人は病院かどっか建物の中にいると思うんだけど、ここで寒さに耐えながら過ごしているといっても、新しい施設できても、また、そこに行くまで、病院に行くなり、どっか行って、そこに寒さに耐えながら同じような結果になるんじゃないかと思うんですけど、それはどういうふうに考えたらいいんですか。

山本総務企画課参事

患者輸送バス待ってる皆さんの話を聞きますと、Qマートのあそこでバスが見えないので、あそこで寒いのに待ってるって話をよく聞かされるんですよ。ですから、その拠点に暖かい所を整備して、バス停、そこで待ってもらったらいいのではないかなというように話もありましたので、こういう書き方にはなりましたけれども。いや同じなんですけどね。農協で待ってる人が拠点に来るかっていったら、それも、ちょっとまだ分からないんですけども、なるべく拠点に来てもらって、集まりやすいような、来てもらえるような施設にできたらいいなっていうのはあります。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

西澤委員

この資料の役場案についてのところなんですけれども、創生会議構成団体との意見聞き取り後はこうなりました、役場内の協議後こうなっています、理事者協議後こうなっていますということなんですけれども、この創生会議の中身を見ても全て聞き取り後、削除になってはいるんですが、これは中身を見ても、こういうのあった方がいいっていう意見と、先ほど課長が言ったようにコインランドリーは実際こういうふうに使われていますっていう、町内の人たちが稚内に行ったりなんだりしていますとかっていうような話が出ていて、その聞き取り後、全部削除というふうに取りまとめたっていうのが、ちょっと腑に落ちないといえますか、それを全て役場の協議後、全てではないんですけど整備する、理事者後こうなっていますっていうのをちょっと腑に落ちないというか、資料の作り方として全部削除にしているっていうのが、ちょっと説明をお願いします。

山本総務企画課参事

反対だよっていう意見があったことは、一応削除にはしたんですよ。そういうような作り方で整理させてもらいました。どういうふうに整理したらいいかなって考えたときに、コインランドリーについては賛成っていうか、する人もいますけれども反対する人もいますよっていうことで、そういった場合、削除を優先して整理させていただきました。それだけです。

西澤委員

これから創生会議も開いてということで、多分、同じような資料が配布するかどうかは別にしても、創生会議の中でも人口減少進む中、こういう施設がいるのかどうなのかとい

う意見も確かにありましたし、そのほかにも、この中にもありますけど、いろんな意見があつて、実際、じゃあ町民の意見は全部削除だったんじゃないかっていう話になりかねないような資料の作り方なのかなというふうに、ちょっと見たら思うんですね。

ただ、反対意見があつたからといって、聞き取り後、削除にするんじゃないくて、実際、当初案にこういうふうなものがあつたらいいなという意見があつて、団体との聞き取り後、あつてもいいなつてという意見もあつたけど反対意見を尊重して全部削除にしちゃった場合、全部役場の課長会議とかその役場案でひっくり返して、理事者の会議後、整理して削除するものを削除して、造るものを造るみたいな感じのというふうに見えちゃうってことです。この資料。

町民の意見が全部削除なのに、結局、施設としては役場内で協議したらこのようなの、やっぱり必要じゃないかっていうふうに見えちゃうっていうことなんですよ。

決して、全部削除つていう、この関係団体が全部、要らないんじゃないかという意見ではなかったと思うので、この資料の中身を読んでも、反対意見あつたにせよ、この削除つていう文字が強過ぎるといいますか、これが、多分、創生会議に諮られた場合、町民の意見として全部削除だったんじゃないのかっていう、そういう論調になりかねないといえますか、という危惧があるんですけど、どうですか。

山本総務企画課参事

意見聞き取りですとか、創生会議の会議中においても、あまり肯定的な意見つていうのはないんですね。

中にはすばらしい意見もあるんですけども、そういった中で、こういうような書き方にはなってしまったんですけども、もうちょっと細かく書いた方がいいよつていうことでしたので、書き足したいとは思いますがけれども。

西澤委員

逆に言うと、中身これ読んでいくとこういう意見もあつたとか出て、こういう整備した、何でこういうふうにしたかっていうことが書いてあるので、別にこの表書きで、こういうふうにする必要、もしかしたらないのかもしれない。ちゃんと文書で説明しているので。ただ、ぱっと見、これだけを見るとそういうふうに、いやいや町民全部要らないつて言ったのに何で要るのつていう話になってしまわないかなという危惧があるので、もしあれだったら、ここは要らないんじゃないかなというふうに、その文書の説明とこの表題とか、この資料がちょっと離れてるつていうような印象があると思います。検討してみてください。

山本総務企画課参事

検討します。

すいません、ありがとうございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

営業時間の問題なんですけど、コインランドリーもし整備するとなったら、当然24時間営業にする気持ちがあるのか、時間を区切って営業するのか。あと、夜間にやるとなつ

たら、その管理の問題ですね。常駐してやるのか、今、流行のカメラでやるのか、その辺も、やっぱり、きちっとしておかなかつたら、今後、その管理者を募ったときに、いやそこまでやるのっていうことにもなるんで、時間設定をきちっとした方がいいと思いますけどね。

山本総務企画課参事

アドバイスありがとうございます。

今後の検討に役立てていきたいと思います。

確かコインランドリー、小清水町だったかと思うんですけども24時間だったはずなんですよね。ガラガラガラってシャッターを降ろして、そこまでやってたはずなんですよね。だから、その辺もいろいろ調べながら、時間設定とかも決めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

最終的にまとまってきたっていうか、そういう感じなんですけども、当初の予定の中から削除されてる、できないよということになった、この理由はどういうことなのかな。

中身見ると各種団体等々の聞き取りの中で、要らない、反対というような意見があったということなんですけども、例えば、コンビニエンスストアのお話ですけども、聞き取りやった団体っていうのは、私に言わせれば、関係団体ですよね。商売関係ね。当然、前から町の商工会の既存の店と競合する部分があるからということころで、コインランドリーも含めて反対の意見があったってことは、もう当然、私も知ってるんですけども、それ以外の多くの町民が、やっぱり利便性を考えたときに、できるのであれば入れてほしいなと、そして、この表題の多世代の交流地点という施設の名目からいっても、やはり、一つの見玉になる内容じゃないかなと私は思っていたんですよ。それが意見交換の後、すぱっと削られたと。

確かに、誘致してすぐ、ぱっとどこかのコンビニエンスストアが来るなんていうことには、これ、なかなか人口規模からいってもならないのかなとは思ってますけども、それなりの町長を筆頭に町を挙げて運動をし力を尽くしたという中で、どうしても駄目でしたということであれば、多くの町民も、そんな何回やってもやっぱり来ないのであればしゃあないなという納得はできるんですけども、地元のそういった団体の聞き取りの中で反対意見が多かったっていうことを理由に、役場の中での協議も踏まえて没にしたということに対して、私はちょっと経緯としては遺憾なところがあるなというふうに思っています。

最終的にこういう形でやっていくということなんですけども、ちょっと、物事の決め方に対しては、やはり、そういったところに不満があるなと、今、感じています。

野々村町長

まず、端的に反対だとか、やめようとか、そういうことだけではなくて、いろんな議論を庁舎内も担当課とも議論はしてきました。ただ、今、現時点で、即ここにあること、その軋轢、同じような関係団体がある中で、軋轢を生みながら、即、進めるっていうこと自体では、やっぱりこれは今でないのかも分からないということ自体も含んでおいて、将来

的には、きっとそういう人口も、まだ少しずつ減っていく中でのスペースとして、きちんと、今現在、満杯なフリースペースを作りながら、そういう許容範囲も確保できることとしてはあるかもしれないということで、これ専用で、今からコンビニエンスストアを作りますっていうところで、今すぐ誘致をするということではなく、数年たった後には、いろんな懸念を皆さんから、関係機関からも言われているので、そういう時点で、一生懸命、努力をして連れてくる。そのスペースだけは、いろんな形で使われて、人数の多いときは、いろんな形で使われるスペースとしてでもいいけども、両方兼ねられる、付けられるスペースを用意しておいた方がいいんじゃないかということで落ちついたということです。

今、この論争の中で、一生懸命、面合わして、ああでもない、こうでもないという時期ではないのかなという気はしています。その判断からこういう文書になっている、この文言が削除っていうのが悪いんだったら、あと、検討とか何か文言の整理は今後させていただきます。

植村委員

いや、分かりました。

そういうことで、少なくとも町民の若い人から年寄りまでの間の中では、やっぱり24時間と言わないまでも20時間なり何時間のコンビニエンスがあれば非常に寄りやすいですよ。そうすると利用の輪が広がりますよねっていう話は何人からも私は耳にしていますんで、今、町長の言うように、今そういった軋轢の中でやるということは、なかなか難しいんで、将来的にそのスペースは考えていますということであるのであれば、仕方ないのかなと思います。

もう一つ、当然、この施設にはバス停機能が、待合所機能が付いているということと、先ほどちらっと出てましたけども、コインランドリー等も設置したいというふうなことであれば、トイレとかそういった施設の一部に関しては24時間開放という、そういう考え方で進んでいるというふうに思うんですけども、そこらへん、どういうふうに考えているのか。

山本総務企画課参事

トイレ24時間使えるようにというのは、いろんな方から話を伺っておりますので、バス停に付随するような形で24時間使えるようなスペース、ガラガラガラって下ろしてじょっぴんかれるような形で24時間使えるようなトイレにはしたいなとは、今、担当では考えています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

この中で、ある程度、町民を対象にやってるこの施設で、多目的に使うというような形なんですけども、一切文言が出てこない部分があるんですけど、町民の1日市民市場っていうか開放的な、自分の作ったものを販売するというような市場みたいな形で開放できるような施設には文言が入ってないんですけども、ある程度、やはり家庭で作った物も販売可能な形のスペースというか、そういうのも必要でないのかなって。そうすれば、そこに拠点として町民が集まって物事が始まるのかなって感じはするんですけど。そして、

そこで空いた時間ちゅうか、日にちに分かれて、今、はやりの車で移動してくる出張販売ちゅうか、カフェとか、いろいろな形の誘致しながら、町民もあそこで楽しめるってというような形のスペースが必要でないのかなという感じがするんです。

山本総務企画課参事

今、施設の中の整備内容をどうするかということで、今検討はしているんですけども、無量谷委員がおっしゃるような市民市場的なものっていうのは、多分、外を使ってやるような形のことを言ってるんだと思うんですけども、それに関しても、構想の方で市民市場ですとか皆さんが集まって何かをできるような形ですとか、フリーマーケットもやれたらいいねっていうような意見もありますし、当然、キッチンカーも呼んだらいいねというような話もありますから、その辺は、これ施設整備の今話をしていまして、構想の中身の方では触れていきたいなどは考えてはおります。

無量谷委員

今言ったことについては、施設の中の部分でなくてもいいかなと感じます。

小さなものは中の部分で販売も可能かっていうスペースを設けてもいいんですけども、やっぱり、今言われたように町民の軽トラ市とかいうような形の市場、あるいはキッチンカーの要請していただくっていうような部分は附帯工事みたいな別な外付けみたいな感じでいいのかなって感じがします。

そして、また、もう一つ、今、皆さん言われてるように、コインランドリーもある程度、稚内みたく24時間体制となれば後付けみたいな、コンテナみたいな感じのスペースっていう、稚内あたり運営しているような形なんで、ある程度、その管理も後付けっていうか、施設の中は入らないでも可能かなと。

やるかやらないかは別として、やるとしたら後付けのみたいな感じで24時間体制、先ほど言われたトイレと24時間、それにバス停をバス何時に最終が来るか来ないか、ちょっと、今、確認取れてないんですけども、最終ある程度、バス停を24時間開放するかしないか、今後の作り方の施設の考え方でないかなって感じがするんですけど。以上です。

山本総務企画課参事

バスは、一応、最終が23時前、朝が6時前なので、それに合わせて、バス停は開けるというか、担当の構想ではトイレとバス待合所の一体化してるものなので、24時間開いているので、バスの関係はそれでいいのかなと思うんですよね。

コインランドリーの外付けは、施設の中に整備すると事業費が上がってしまうのかなっていう懸念もありますので、こちらの方でも外にプレハブを稚内のような形で整備できればいいのかなっていうのはあります。

植村委員

今、無量谷委員の質問を聞いて思ったんですけども、やはり、この施設の管理者が誰になるか、どこになるんだということが一番大きな今後の問題になってくるんじゃないのかなというふうに思っています。というのは、今言った町民の人たちが、それぞれ、いろんな品物を持ち寄って、そこで売ったり、朝市だとか、バザーとかっていう形でやりたいという気持ちは、私はいいよねと思うんですけども、ただ、こういう施設でそういうものを売るということになれば、やっぱり販売管理の責任というのが問われてくると思うんで

す。そういうことを考えると、どこの団体なり何なりがこの施設を管理するのかなというふうに、道の駅でもどこでも農家からそういった農産物を持ち込んで販売してるけども、ちゃんと、それやっぱり道の駅の管理者が管理の中で販売されてるというスタイルで、勝手に販売してるということではないと思うんです。そういうことを考えると、この施設の管理者が誰になるかというところが、一番今後のネックになってくるのかなというふうに思うんで、やっぱり早くその部分をきちっと据えて、この施設の構想を仕上げていかなければならないのかなというふうに私は思います。

山本総務企画課参事

管理者っていうのが一番難しいところだと思うんですね。直営になるのか、どっかの団体に指定管理するのかっていうのを、これからいろいろ検討していきたいと思います。

深澤委員

今の植村委員に関連するんだけど、やっぱり管理者ちゅうか、この中身は今、先ほどから言ってる公営と民営って部分が二つ入ることなんだよね。公営の部分と民営、要するに商売する人って言われたら、本当にその管理者が町部局でやるのか、民間レベルでやるのか、その区分けをきちっとしないと、今言ってる公衆浴場なんかは町にお金が入んだから民間が吸い取るわけじゃないからね。住み分けはきちっとしなかったら、その管理者からしたって難しいと思うんだよね。民間に任せたってさ、公営の部分のお金はどうするんだって、実行っていうのは、会計は別々ですから。

やっぱり、相当な、その中身を十分協議しながらやっていかんかったら難しいと思うよ。

山本総務企画課参事

いろいろ整理しながら決めていきたいとは思っています。

齋賀委員

その中にね、今、駅にあるホロカルはどういうふうになるのか。

ホロカルでは幌延の特産品を売っているのだから、やっぱり、人の集まる所に、やっぱりホロカルで売ってるものをこの施設で売りたいようになってくるんじゃないかなと思うんで、そこら辺も今後検討していただきたいのと、あと、役場に今ある車の充電器ですね、町民からの意見は充電器もね、そこに置きたいとかっていう意見もあったんですけど、それもまだ今後の検討課題なのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと最後に、役場にある非常用発電機がもう更新時期だから、多目的施設に非常用発電機を置いて、そして、そこから役場に送電するっていう、この中に書いてあるんですけど、送電するとなったら、これ、そこら辺の経費ももう調べたんですか。これはまた、これから調べることなんですか。

山本総務企画課参事

まずホロカルなんですけれども、施設数の中には人を配置しないで、今ところ観光案内版を用いた観光案内、移住定住案内を今考えてはおります。

それと車の充電器は、今ある場所から移設して整備を進めようとは考えております。

あと、発電機の試算ですとか、どれぐらいの容量の発電機が必要ですか、新しい施設から役場に埋設して引っ張った場合、どれぐらいの経費になるのかっていうのは、まだ試算はしておりません。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので「幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について」の件は以上とします。

次に「幌延深地層研究計画について」の説明をお願いいたします。

梶総務企画課長補佐

それでは、私の方から今年度幌延深地層研究計画についてということで、今年度3回にわたり開催されました幌延深地層研究の確認会議での確認結果を中心に研究計画の状況について御説明いたします。

資料につきましては2種類配りしております。

1枚目、片面刷りで幌延深地層研究計画令和5年度調査研究成果及び令和6年度調査研究計画に係る確認結果についてともう1枚。今度、両面刷りになりますけれども、確認会議で確認できた主な内容の2種類により御説明いたします。

まずはじめに1枚目、8月29日付けの確認結果についてという文書を御覧ください。

今年度の確認会議もなんですけれども、幌延町における深地層の研究に関する協定書に基づき、研究の履行状況を確認することを目的に、令和5年度の研究成果及び令和6年度の研究計画について原子力機構から説明を受け、北海道幌延町専門有識者からの質疑、また、道民から募集した質問について確認を進めました。

会議につきましては4月23日、5月23日、8月26日の計3回開催し、8月の第3回目の会議において確認を終え、確認できた内容について8月29日付けで確認会議座長からの文書により町へ報告を受けております。

この報告を踏まえまして、町では9月2日付け、昨日付けの文書により、令和5年度の研究成果及び令和6年度研究計画について、三者協定に則り研究が進められているということを確認した旨、原子力機構の理事長宛てに通知しております。併せて、その旨を昨日、幌延町議会議長宛てにも文書により同じ内容、文書により通知しております。

また、改めて今年度の確認できた主な内容について、ちょっと資料の読み上げ中心になってしまうんですけれども、御説明させていただきます。

2ページ2枚目の確認できた主な内容の紙を御覧ください。

大きく分けて3項目ありますけれども、1番目から順番に御説明いたします。

はじめに確認事項1「研究成果及び研究計画」ですが、令和5年度の研究成果及び令和6年度の研究計画については、共に研究の積み残しや遅れがなく進捗していること。深度500mまでの掘削については、令和6年度の坑道掘削工事は令和5年度に掘削を開始した東立坑と換気立坑に加えて西立坑と500m調査坑道の掘削を開始すること。掘削工事は退避ルート確保の観点から三つの立坑を同時掘削しないよう計画していること。湧水抑制対策については西立坑では調査ボーリングで得られた情報に基づき対策工事を実施していること。また、500m調査坑道では350m調査坑道からの調査ボーリングに基づき、数か所で対策工事を実施したこと。令和6年3月13日付けで示された地下施設の施設整備工程について作業員の増員や型枠の移設作業の合理化など、作業の改善を行い、掘削速

度の向上を図ることで令和7年度末までに全ての施設整備が完了する予定であることを確認いたしました。

次に2番目の幌延国際共同プロジェクトですけれども、令和5年度の実施状況については共同プロジェクトで設定したタスクAからタスクCの三つのタスクに係る実施計画や各タスクの詳細な研究工程を承認したほか、情報収集や整理、共有といった机上の検討を中心に行ったこと。タスクAにつきましては物質移行試験、タスクBは処分技術の実証と体系化、タスクCは実規模の人工バリアシステム解体試験のことを指しております。

続きまして共同プロジェクトに関し、NUMO等の参加機関が幌延深地層研究センターを訪問した場合の対応状況については機構のホームページで情報発信していること。

続きまして、裏のページに移ります。

令和6年度の実施内容については、令和5年度に引き続き設定した先ほど申し上げたタスクAからタスクCの三つのタスクに関する研究開発を実施すること。令和7年度以降の共同プロジェクトの実施については、共同プロジェクトは令和4年度の確認会議等において令和10年度末まで研究期間が設定されていることを確認済みです。

令和6年度末で前半3年間で終了し、令和7年度から後半4年間の研究を実施する予定であること。令和7年度以降の実施に向けた手続については、令和6年6月の第3回管理委員会において今後の進め方について確認していること。進め方については、今後開催予定の第4回管理委員会で現在の参加機関への参加意思確認し、第5回管理委員会で参加意思を示した全機関一致の承認により令和7年度以降の実施を決定すること。令和7年度以降の実施にあたって、共同プロジェクトの現在の協定書に記載されている放射性物質を持ち込まない、NUMOに研究所を貸与しないとといった全ての条項は変更されないこと。新たに参加を希望する機関は、管理委員会の全会一致の承認を得た上で協定書に署名を完了した段階での参入となることを確認いたしました。

最後に確認事項3「情報公開情報発信理解促進」ですが、研究計画書や成果報告書で使用される固有名詞をはじめ、専門的な内容や用語、図表等については分かりやすく丁寧に説明していくことが必要であり、説明方法については継続して検討する必要があること。研究内容に関し、研究期間内にいられる研究成果を基にした数万年単位の超長期的な実現象の予測への対応など、道民から質問等が多く寄せられている事項や懸念等については引き続き丁寧な説明を行う必要があること。機構のホームページについては、情報受信者の多様性に配慮し豊富なコンテンツによる多種多様な情報発信がなされているものの、情報量が多いことから、重要度に応じてコンテンツを配置するなど、より効果的に情報を発信する必要があること。地層処分及び研究開発に関する理解促進や積極的な情報の観点から、地下施設見学会を行っているものの、深度500メートルまでの掘削工事に伴い、見学者の安全確保や工程管理のため、平日の見学会に制限を設けざるを得なくなったことから、日曜日の見学会を増やすとともに、新たに平日の地上施設見学会を行っていることを確認いたしました。

これら確認会議での確認結果を受け、町といたしましても幌延深地層研究計画が三者協定に則り進められていることを確認したこと等につきましては、この常任委員会の後、広報紙、来月の10月号で町民の皆様へ内容をお知らせする予定であります。

最後に現在の掘削工事の状況なんですけれども、8月29日現在、先週の木曜日現在、東立坑が496mまで、換気立坑が448mまで掘削が進んでいることを確認しております。以上、幌延深地層研究計画に係る説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問はありますか。

深澤委員

この確認3については問題ないんですけど、町長にお伺いしたいんですけど、昨日なんか文科省の大臣が来たということで、これは非公開で来られたのか公開で来られたのか。

懇談会も当然あったと思うんですけど、雰囲気としてどうだったのか、その辺の見解を町長お伺いしたいと思います。

野々村町長

多分、非公開という状態ではないですけど、稚内に着いてから、いろんな形であんだけの現職大臣ですからSPの数がすごいんですね。それで食堂から何からに全てにブレーキがかかってしまうから、どこも入れてもらえないっていうぐらい窮屈な思いをしてきたから、余り口外してないっていうのが正直なところだったと思っています。

今、質問があったとおり、懇談の場を、時間を設けさせていただきました。しっかりと大切な研究施設であるということと、やっぱり、28年までこの約束期間の中ではきちんと成果を出せるように頑張ってもらいたいということの発言をしたということで、盛山大臣はそのことはしっかりと大事な施設であるということと今の許された期間の中では、めいっぱい成果の出る活動をしてほしいというお願いを機構さんにもしていったということであります。

私どもからいけば、それぞれ、今後どういう形になろうとも、この10年間の中では盛山大臣が言われたとおり、きちっと成果を出すような方法で安全に事業をやってほしいということと今後のことも含みを入れて、文科省の名前を、今、文科省は、もう基盤整備が終わったということが、引き継ぐ前っていうか、延長する前から言われてるんで、ぜひとも、今後、このようなことがあっても文科省の看板だけは外さないでくれというお願いをしました。

そのことには直接お答え頂けませんでしたが、本当にものをはっきりお話される方でありましたし、各項に向けて結構勉強されている方だと感銘を受けました。

よくよく名刺を見ると、理学博士号二つ持っておられて、所長もびっくりしたんですけども、1回目上がった震度計で書かれてる順番と下で入ったときの順番が違ったんですけども、ちゃんとその数字を明確に覚えといて、やっぱり、この深さでいくと進度違うんですねっていうのははっきり言ったと、今まで初めて聞かれたみたいな話をされてましたけど、やっぱり目の付けどころが違うっていうか、数字を見みるポイントが違うっていうか、何かちょっと今までの大臣来られた方とは、全然違ったというイメージを私自身も受けました。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので「幌延深地層研究計画について」の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、教育委員会所管「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」説明をお願いします。

青木教育長

それでは私の方から毎回行ってます、小中一貫校についての説明ということで進捗状況、説明したいと思います。

まず前回、6月6日の常任委員会以降の小中一貫教育についての進捗状況です。

その後、次長からプロポーザル選定、前回行いましたので、それについて説明があります。

では、進捗ですけれども、6月7日です。幌延中学校区小中交流会で教職員に教育課程の編成、ソフト面など協力を説明依頼しております。新しい学校を幌延小学校、中学校の先生方に教育課程編成等をお願いしております。再度、昨年も行っておりました先生方に対するアンケートを取ることをここで周知しております。6月28日、教職員アンケートを送付しました。

7月の1日です。幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務委託に関する公募プロポーザル方式における参加者募集公表、これウェブ上で行いました。7月の17日、水曜日、第1回目のプロポーザル選定委員会開催しております。

7月24日、第2回目、前回、先ほど説明しました教職員のアンケートを集計しております。こちらの方、別紙で配付しているかなと思います。

多かった意見としては、後からも見ておいてほしいんですけれども、小学校、中学校の先生の指導官の違いっていうか、それがああるんじゃないかと。あと、小学校6年生、今までは6年生、3年生で小学校、中学校、区切れていましたけれども、小学校6年生の達成感、これどうなんだろうかという意見もございました。

そして、7月26日、プロポーザル選定委員会第2回目を行っております。

一次審査の結果、二次審査参加業者の選定、確認、4社集まりましたので、4社で協議、合意することにしております。これが7月26日になります。

8月入りまして、8月20日、校長会議、教頭会議の中で先生方のアンケート、その要旨、A3判の用紙ですけれども、集計結果について説明。9月中に教職員これに関しての説明会を行いたいなと思っております。

8月23日、金曜日でした。第3回目のプロポーザル選定委員会を開催しました。

4社からプレゼンを受けました。選定委員、札幌、旭川からもアドバイザー来ていただきまして、協議後、1社、これに決定をいたしました。

8月26日、そのことを理事者に報告、8月29日、教育委員会へ報告をしております。

それで、本日ですけれども、常任委員会で皆さんに報告という運びになっております。

今後の動きですけれども、9月中に検討部会を開いたり教職員への説明会、あと、保護者、近隣住民、あと報道関係、説明会を順序進めていきたいなと思っております。広報の掲載も行う予定となっております。

次回、常任委員会でこれらの会議、説明会等で、どのような意見あったかを報告できるかなと予定をしております。

合意事項一つありますけども、後ほど、次長の説明の後、行いたいと思います。

私からは以上です。

伊藤教育次長

私の方からプロポーザルの関係についてお話しさせていただければと思います。

お配りしておりますA4両面1枚と、それと技術提案書一部ございます。

御説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、今、教育長の方からもありましたけれども、8月23日に第3回選定委員会会議が終了いたしまして、二次審査の結果が出ましたということでの報告でございます。

最優秀提案者については北電総合設計株式会社ということになりました。

選定委員会につきましては名簿を載せてございますけれども、青木教育長が委員長ということで、あとは外部から学識経験者を2名、植松教授と大橋主幹ということで招へいたしまして、あとは、学校運営協議会の方から小西会長、大塚副会長、それから幌延小学校の菊池校長及び幌延中学校の佐藤校長、役場の方から早坂課長、角山課長、若杉補佐ということで、10名で選定委員会を組織しまして協議をしていただいております、審査をしていただいております。

プロポーザルの経過ですけれども、7月1日に公示を行いまして、参加表明書を受け付けております。この結果、4社、札幌から3社、それから旭川から1社の応募がありました。

参加資格の審査を行いまして、第1回の選定会議、それから第2回の選定会議、選定委員会会議を経て一次審査を終了し、一次審査の結果、二次に進めて、4社とも一次の審査の方を通過しましたので、審査基準満たしてましたので、4社がそのまま、当初、5社程度に絞りたいということではありましたが、4社で収まっていたので、4社を審査した結果、一次基準突破しまして、4社による技術提案書の提出を求めたところ、4社から技術提案書の提出がございました。

技術提案書が提出されましたので、その4社に来ていただきまして、第3回の選定委員会会議ということで、8月23日に4社からのプレゼン、それからヒアリングを行い、技術提案書の審査、ヒアリングの審査を行いまして、23日に1社に最優秀提案者が決まったというような流れになっております。裏面を見ていただければと思います。

審査の概要です。今、お話ししたとおりなんですけれども、4社から参加表明がありまして、一次審査の結果、二次の要請を行い、4社全てから技術提案書の提出があり、二次審査においてプレゼン、ヒアリング実施、それから実施要項記載の二次審査基準に則り採点評価を行いまして、最高得点を得たD社を最優秀提案者として選定したところです。

こちらの方につきましては、全て業者名等は伏せた形の中で行いまして、D社という形に決まっております。

点数については、記載のとおりとなっております。

こちらの方、出席委員9名でした。

それぞれ120点満点で採点して、この結果が出ております。

本日の常任委員会後に、こちらの方をホームページで公表できればと考えてございます。

それから、参考までにB社の技術提案書の方をお配りしております。中身的には非常に幌延の教育に根差した形の技術提案書という形で、審査員の評価も高かったというようなことございまして、こちらの技術提案書が採用されたという形になってございます。

簡単ですけれども、以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

西澤委員

教育長の方から説明のあったアンケート結果のところ質問があります。

回答70%ということで、回収率なのか回答率なのかということも含めて、やっぱり、ここは町民一般に対するアンケートでもないですしPTAに対するアンケートでもないの、ここはもう100%が本来あるべきなのかなというふうに思います。

これ回答率70%ということで出されてない、強制ではないにしろ、指導等なかったのか、その辺伺います。

青木教育長

ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり100%であるのが当然かなと思っています。

何度も私の方も、あと次長の方からも出してください、出してくださいということで電話をしたんですけども、結果、やはり自由記載っていうか、それで、提出も強制ないということでしたので、70%。

一つこの要因には、やはり先生方の当事者意識、あとは、もう一つ、ちょっと余りここでは言いたくないんですけども、異動ですね。完成した時には僕はいないからっていう、そういうところも考えられるんじゃないかなということで、委員会としては予想していません。また、今度、教職員の説明会ありますので、そのときは、なるべく全員出るようにさせたいなと思っています。

西澤委員

今の説明で十分回答としては承知いたしました。最後に書かれているように教職員に対しての当事者意識を持たせるようにという、最後、文言があります。今、既に自分たちが関わっている学校ですので、是非とも思いを込めてやっていただきたいというお願いになりますが、よろしく願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

4社から一つのこれに決まったんですけど、3社のグランドデザイン、技術提案書ですよ、これ。技術提案書っていうの、我々見ることはできないんですか。

青木教育長

ほかの4社ですけども、一応、1社に決まって、ほかの3社ということであったんです

けども、落ちたっていうか落選したということで、そこまで見せる必要はないんじゃないかなというのが一点。もう一点がプロポーザル選定委員会で十分協議しておりますので、その点を考えると、落選した3点よりは、通りました1点を皆様にお伝えしていきたいなと考えております。

齋賀委員

そういうことで分かりました。

あと、それとアンケートの結果の一番下の段、この薄い色が付いたところですね。これには今後どういうふうに対応していくんですか。例えば、見られるとか、意見も見られた、必要があるとかって書いてあるんですから、見られた、必要がある、これにどういうふうに対応していくのかということをお伺いしたいと思います。特に真ん中辺に書いてあります、下ですね、義務教育学校開校までのルートマップを作成・周知し、イメージしやすくするとともにってことを書かれていますよね。これは、前回、私も6月6日の委員会のときにランドデザイン作ったらいいんじゃないかということを行ったと思います。ランドデザインと同じような考え方かなと思いますけど、その辺はどういうふうに対応、対処していくんですか。

青木教育長

前日もランドデザインということでお話ありました。それで現在、小学校の菊池校長先生の方と一緒にロードマップ、開校までの工程表を今作成中です。それで、その中にはソフト面、ハード面も加わったりとか、あとは開校式・閉校式、その辺も一緒に考えて、それを今度、先生方に示してゴールを図るようにしたいなと今考えて作成中でございます。

齋賀委員

分かりました。

ランドデザインはちょっと分かりましたけど、この真ん中に書いてありますね、先生が言っていることだと思うんですけども「小・中学校の指導感の違いへの不安や開校までの計画性のなさ」のどこ。こういう言葉で、今ね、協議しているのに先生がこういう言葉で、なさとかっていう表現するのはどう思いますかこれ。

青木教育長

今、質問がありましたけれども、非常に、これ、教育委員会もそうですし私そうですけれども、非常に残念な、いわゆる遺憾に思うっていうか、そういうふう感じております。誰が書いたか、ちょっと分かりませんので、今度、教職員説明会の中でもこれを示しますので、このような考え、もしあるんでしたら、これから工程表を示しますし、あと、基本設計も今決まりましたので、これで何とか御理解願えればなということで説明していきたいなと考えております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の件は以上とします。

青木教育長

合意事項ということで一点、前回から懸案事項となっております義務教育学校の建設予定地について、そろそろ住民の皆様にも、あと学校、先生方、保護者等にお知らせしたいなと思っております。

これまでの協議、話し合い、アンケート結果、あと各種説明会の質疑等をいろいろ聞いたことから、教育委員会として、事務局として現幌延小学校の敷地内、今のところ建てる場所、ちょっとまだ考えておりませんが、現幌延小学校の敷地内に新しい校舎を建設するという、合意願えればなと思っております。

いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

高橋秀之委員長

一つ先聞いて、これ、敷地内に建てる時に仮校舎ってありますよね、小学校の場合。この仮校舎を建てる場所って今のグラウンドとかそういうところになる。それとも中学校の方のところに行くのか、静かな所に行くのか、その辺は検討しているんですか。

伊藤教育次長

仮校舎というところにつきましても、今後、ちょっと詰めていかななくてはいけないところではあるんですけども、今、現幌延中学校の校舎にも、ちょっと教室の余力もあんまりないというような状況ですので、一番安価に済むのは中学校の所に必要な分だけ仮校舎建てて、特別教室とか使える所を使っていくっていうのが一番安価なのかなっていうイメージは持ってますけども、これからその設計の中で仮校舎については、そのあと使っていくというようなところもないところに、ちょっとお金をかなり掛けなくてはいけないっていうので、そこの部分については慎重に、できるだけ掛けなくても済むような方法でやっていければなというふうには考えているところです。

まだ、ちょっと詰めてはいないんですけども、確かに、この仮校舎の部分というのは、大きな部分かなと思っておりますので、設計の業者とも協議しながら進めていければと思っております。よろしく申し上げます。

高橋秀之委員長

小学校のグラウンドに仮校舎を建てるとなると、工事あるんで、騒音の方もあって、勉強とかそういううるさいんじゃないかなと思って、どこに建てるのかなと、それがちょっと気になったんで、ちょっと質問させてもらいました。すみません。

先ほどの教育長の説明というか、どうですか。

深澤委員

今のこの話を聞いてね、合意っていう話には、ちょっと時期尚早かなって気するんですけど、もう1、2回この増築部分をね、前回、委員会で増築するんだよっていうだけしか聞いてないでしょう。説明など。今回のこの青写真見ても、どの部分がどうなって、どの部分が新築なのかということも確認できないで合意に達するちゅうのは、私はちょっと時期尚早かなという気がしますけど。

高橋秀之委員長

これは、この建てるこの図面ってどこから出てきたのさ。
プロポの中から出てきたのか、業者の中から。

青木教育長

様式9のところですけども、地域の「家」となる学校ということで、業者の方で基本構想を基にして、うちの業者ではこのような形で造るということ。ある程度、自分のプロポーザルのときに、うちの業者はこんなことができるよということをプレゼンしてもらいましたので、今のところ、これが決定というわけじゃなくて、こんなような形でできますよっていうイメージ図になりますので、校舎の中身でここが教室で、ここが教室でって、結構、具体的に書いてあるところもありますね。

花壇にブルーポピーがとかというのもありますので、その辺はちょっと無理なところも結構ありますが、これからの業者と相談しながら、今の仮校舎も同様ですし、それを相談しながら進めていきたいなど。ただ、深澤委員の方に今質問ありましたとおり、まだ、不確かなところも結構ありますが、場所としては中学校と小学校、2か所、今のところ上がってるんですけども、これからのことを考えていくと中学校はやはり土砂災害のところも結構危険地域っちゃうところもありますし、結構、湿気もひどいですよね。その辺を考えていくと小学校しかなくなるのかなど。ある程度、場所を指定しておく、先生方も、先ほどの計画のなさと言われたところもありますけども、そういうところもなくなると思いますし、保護者の方も小学校の後なんだなっていうのも分かると思いますし、保護者の方も地域住民の方も、これを見せて、今の後なんだなということでは苦情もそんなに出ない、苦情っていうかクレームもそんなに出ないんじゃないかなと思いますので、もし、可能でしたら合意というか、そういうので小学校の今後にこれから建設を進めていきたいということで、委員さんの合意を得られたらなと思って、ちょっと提案してみました。よろしくをお願いします。

高橋秀之委員長

ほかに何か質問とか、御意見があれば。

西澤委員

今までのこの議論を整理とまでいかないですけど、最初は新築っていう、もちろん、こういう案もありましたけども、新築で走るのかなというふうなイメージでしたけれども、建設費等を考えると、なかなか厳しいんじゃないかということで、増築するという話が、先ほど深澤委員からもあったように話があって、ずっと言われているとおり中学校の方は、今教育長がおっしゃったような条件も含めてないだろうなというふうに思っていて、それで増築するということになれば、もう小学校しかないっていうふうな結論になっているのかなというふうに思っているんですけど、それでも、その言い方として建てる場所が増築っていうことであれば、小学校の所しかないんじゃないのかなって、一択になるんじゃないかなと思っているんですけど、そこで、前回の説明で増築で走ってるから増築という説明があってやっているので、そこは合意形成なのか、それとも合意形成というところではなくて小学校の所で増築しますよっていうところがいいというか、そういう話で理解はしているんですけどとは思っています。私はそういう意見ですけど、どうなんですか。

野々村町長

中身の開発する部分でも、後々、また図面が業者から来れば、また常任委員会かなんか開いていただいて。

深澤委員

いや、そういうことにはさ、ここまできたんなら仕方がないなって思うけど、合意っていう言葉が使われるとさ。

高橋秀之委員長

多分、これプロポででてきたやつだから、あと、教室かいろんな大きさによって平米数が変わってくるんで、多少は形、変わってくると思うけど、そんなに大きな形には狂わないと思うんですよね。

これ、プロポでこう出してこいば、これ以上がっちり変えてしまわれたら最初の構想が何ですかってことになってしまうんで、多分、皆さんの委員の意見を聞いて進んできたもんだから、そんなに変わらないと思うんで、

(深澤委員「了解してくださいでいいんだわ。」の声あり)

(「はい、わかりました。」の声あり)

場所的にもここしかないと思うんで、議会としてもこれから変わるようだったら説明を受けながら、これで合意、合意っていうか、いいじゃないかぐらいで進めてもらえればと思うんですけど、どうでしょうかね。

(「了解しました。」の声あり)

ということで。

植村委員

今、委員長が言うような形で進めるってことは、それはもう仕方のないとかだなと思っています。ただ、これはこの建設では関係なく、私ちょっと懸念あるのは、やはり通学路の整備の問題が、やっぱり、きちっと町の方で対応して、安全性を保ってほしいなと、まさしく災害時にどうなんだということの観点からも、そういうことを、やっぱり、ちょっと気にしてほしいなというふうに思いますんで、あえて申し上げます。

高橋秀之委員長

その辺もよろしく願いいたします。

この小中一貫については、これで閉めさせてもらってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

次に「令和5年度 幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について」の説明をお願いいたします。

伊藤教育次長

それでは、令和5年度教育事務の管理及び執行状況に係る点検・評価について御説明させていただきます。

お手元にお配りの評価書の方を御覧いただきたいと思います。

本案件につきましては、平成20年度分から実施しているもので、今回で16回目となります。

お手元の令和5年度幌延町教育委員会点検・評価報告書に基づいて説明させていただきますと思います。

令和5年度の評価にあたりましては、前年度と同様の方法で行っております。

全体を22ページでまとめておりまして、19ページから外部評価委員の意見を載せて

おります。

表紙の次が目次となります。

1 ページから 2 ページにかけてが「はじめに」ということで、点検評価の趣旨等を記載しております。

2 ページの 4 学識経験者の知見の活用では、昨年同様、前教育委員の富士元寿彦氏と北海道大学天塩研究林林長、高木健太郎氏のお二方から御意見、御助言を頂いているところです。

3 ページを御覧ください。

教育委員会の活動状況ですが、1 では教育委員名簿ということで氏名と任期を載せています。2 では教育委員会会議等の開催状況ということで、1 2 回の教育委員会会議の開催状況や町議会への出席状況、学校行事等への訪問状況を載せております。3 では教育委員会会議、議案、報告、審議内容について、4 ページにかけて載せております。5 ページには 4 として教育委員の主な活動状況を、6 ページから 7 ページにかけて、5 として教育委員会関連委員会の活動状況を載せております。8 ページには、6 として教育委員会が交付した補助金の一覧を掲載しております。

次からは用紙が横判になり、第 2、令和 5 年度教育委員会点検・評価書としまして、はじめに学校教育から、9 ページに各学校の概要を学校別に載せております。

学校概要の右の表は、令和 5 年 5 月 1 日現在の児童生徒教員の在籍状況です。また、下段には、今後の年度別就学予定者数を載せておりますが、住民基本台帳上による単純算出であり、転出入等については考慮しておりませんので、あくまでも参考資料ということで押さえていただければと思います。

10 ページからは、教育行政執行方針に基づく要点、個別事業、事業内容、点検・評価と課題、方向性の区分で、学校教育、社会教育合わせて 4 項目 12 の事業内容を 44 細目について点検・評価し、成果と課題を載せております。

10 ページの学ぶ権利の保障、教育内容の充実、学力・体力の向上の個に応じた指導方法工夫改善では、幌延小学校では道の指定事業を積極的に受入れ、加配教員 1 名によるきめ細かな授業が実施されました。更に ICT による授業力向上を推進する事業に係る加配 1 名も配置されました。また、幌延中学校には、免外教員解消の加配として技術科を指導する教員が配置されました。

次に、学習成果の活用では、令和 5 年度全国学力学習状況調査の全国平均正答率との比較をしますと、幌延中学校の国語と問寒別中学校の国教英が全国平均を上回る結果となりました。各学校では細かい分析を行い、学力向上プランを作成するとともに北海道チャレンジテスト、S サポート、S トライ問題に取組、基礎学力の定着に努めました。

次に、小中一貫教育の充実では、幌延地区の CS（コミュニティスクール）内に小中一貫教育検討部会を設置し、7 回の会議を開き、先進地視察を 1 回行いました。また、保護者や地域住民、町議会、教職員への説明会の開催、パブコメや委員さんからたくさんの意見を聴取しました。

次に、11 ページです。

11 ページの食育の推進では、地場産食材費と児童生徒の牛乳代相当額に対し補助し、

保護者世帯の負担軽減を図るとともに地元食材の啓発に努めました。

12ページをお開きください。

特色ある教育の推進のふるさと教育の学習支援の推進では、学力向上、学習習慣の定着を目的に活動する町内学習支援団体への活動補助や児童生徒の学習意欲の向上と基礎学力の定着を図るための漢検受験料の補助を行いました。また、国際理解教育の推進では、外国語活動英語科の指導内容の質の確保を図るため、委託ALTと外部講師の派遣及び学習支援員を配置し、ALTを250回、外部講師を25回、各学校へ派遣するとともに、幌小に配置している学習支援員が幌小と問小の各学年合計で323コマの事業支援に入っております。

次に、13ページの教育環境の充実の学校運営協議会の設置ですが、問寒別地区、幌延地区ともに3回の会議を開催し、活発な意見が交わされ、学校・保護者・地域が一体となった学校づくりが推進されました。学校施設の整備では、熱中症対策のため各学校にスポットクーラーを導入しました。

次に、14ページです。

14ページの教職員の資質、指導力の向上の学校における働き方改革の推進では、推進校の幌延中学校を中心に教員の負担軽減対策や適正な出退勤管理の推進を図っております。

15ページ以降は、社会教育の取組となっております。

第7次社会教育中期計画のスローガンである「共に学び・共に育み・共に創る 郷土に根ざすひとづくり」を進めるため、5項目の基本施策を設定し、その方向性を定め、各事業を推進しております。令和5年度は、第7次社会教育中期計画の4年目となっております。

まず、15ページ目には、各社会教育施設の利用状況について前年度との比較を載せております。コロナ禍の影響は少なくなりましたが、まだまだコロナ前の数値には戻っていない状況となっております。

16ページをお開きください。

生涯学習の推進、生涯学習の環境づくりの子どもの健全育成の推進では、放課後子ども教室推進事業を5年度も実施しました。幌延地区は36名の児童が登録し、指導員1名、ボランティア4名の体制で38日間、問寒別地区は12名の児童が登録し、指導員4名、ボランティア1名の体制で46日間開催しました。

次に、17ページをお開きください。

学習機会活動の充実の学習機会の提供では、子どもたちを対象にふるさと自然体験チャレンジ教室を4回開催しました。生涯スポーツの振興、生涯スポーツの利用促進と施設等の整備のスポーツ活動の振興では、各種スポーツ団体との連携と育成としてスポーツ推進員や体育協会等と連携し、子ども運動を教室5回、各種大会を8大会、一般向運動教室を3回、車椅子ソフトボールのスポーツ合宿を1回それぞれ実施しております。指導者の育成とスポーツ団体の支援のスポーツ団体等への支援では、体協や少年団への運営補助のほか、児童生徒の各種スポーツ大会における全道全国への出場に対する支援を行いました。全道11件、全国1件です。

次に、18ページをお開きください。

芸術文化の振興、芸術文化事業の推進の芸術・文化鑑賞会の提供では、舞台芸術鑑賞事業が「益子侑&ステラオーケストラ音楽演歌音楽コンサート」公演、人形劇団「えりっこ」公演などを開催し、地域文化の振興を図ることができました。

文化活動団体等への支援では、文化協会、町P連、幌子連、ワラベンチャー間寒クラブへの運営活動補助のほか、児童生徒の各種文化大会等における全道全国への指導に対する支援を行いました。

読書活動の促進では、図書企画展を4回、各学校への団体貸出しを2回、こども園・保育所への移動図書を5回、乳幼児とその保護者を対象とした読み聞かせ事業6回それぞれ実施しました。児童・生徒・幼児や保護者が本に親しむ機会を提供することができました。

社会教育につきましては、個人の多種多様なニーズに全て応えていくことは難しいですが、可能な限り、少しでも多くの支援ができればと考えております。

19ページからは、第3、点検評価に関する外部評価となります。

8月6日と20日の2回、外部評価会議を開催し、富士元委員、高木委員の二方から御意見を頂き、掲載しております。お二人の御意見ですが、富士元委員からは3点目、総合的な点検・評価についてで、令和5年度も学校教育、社会教育共に多岐にわたる事業を実践していました。教育委員会による点検・評価報告書は、事業内容と点検・評価と課題が分かりやすく整理されているのがとても良いと思います。方向性もほとんどが継続なので、益々の推進と発展を期待しますとの御意見を頂戴しました。

続きまして、高木委員からは、最後、22ページ目(3)ということで、総合的な点検・評価についてで、点検評価報告書の項目が再整理されており、執行方針、要点毎の事業の内容と点検・評価、および今後の課題がさらに分かりやすくなりました。今後とも適切な情報公開を期待いたします。教員の加配や支援員の配置、外部講師委託は継続・充実していただくことを強く希望いたします。との御意見を頂戴しました。

頂戴した御意見・御助言は、今後の施策に生かしてまいりたいと存じます。また、事業の方向性につきましては、ほとんどが継続となっておりますが、個々の具体的内容は適宜見直ししながら進めてまいりたいと考えております。

以上、令和5年度の教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありますか。

齋賀委員

8ページなんですけども、教育委員会が交付した補助金一覧、総務学校関係所管で中体連の各種大会参加補助で、これ問寒別の場合は問寒別小・中学校PTA会長になってますけど、これPTAの間違いじゃないかと思うんですけども、520円ですよ。それに対して幌延中学校35万3,539円、これ、どういうふうに算出したらこんなに差が開いてしまうんですか。まあ、人数が多いでしょう。問寒小中学校一人とした場合、もう670人ぐらいの生徒になっちゃうんですけど、そこをお知らせください。

伊藤教育次長

こちらにつきましては、学校からの申請に基づいて交付しているものでして、問寒別については、管内大会1大会だけということで、掛かった経費に対して補助金を出しております。掛かったというか個人負担の分ですね。個人負担が出ないようにということで補助金を出していますので、問寒別についてはこれで収まっているという形で理解しております。よろしくお願いいたします。

齋賀委員

幌延中学校は、掛かった経費は35万3千ながしあるよということなんですね。

問寒別、だからさっき言ったようにPTAに出したんでしょ。会長に出したの。

伊藤教育次長

こちらの方につきましては、学校の方から指定の口座に振り込む形になっておりますので、問寒別についてはこの口座名に振り込んでいるという形です。

あと補足ですけれども、幌延中学校の方については全道大会等の経費もここに全部含まれておりまして、その辺でこの金額の違いが出ているということでございます。よろしくお願いいたします。

齋賀委員

分かりました。

あと、10ページになるんですけども、教育内容の充実で免許外教科担任解消加配の配置っていうのがありますよね。問寒別地区も幌延の小中学校も皆同じで、今、幌延の中学に1名追加してんですけども、ほかの、今後、来年度に向けて問寒別でも幌延の小中学校でも中学校でも、まだ免許外教科を追加するというか、そういう措置はとっていかないのかどうか、一点。次のページの11ページには地場産の食材を理解させることができ今後地場産の食材を取り入れた給食の提供とあるんですけども、これ、地場産の食材っていうのは安定的に、また、明年度も取っていけるのかどうなのか、何を使っているのかお知らせください。

伊藤教育次長。

先に、地場産の方でよろしいでしょうか。

地場産につきましては、北星園の合鴨と、あと、以前はパン屋さんも地元にあったので、パンの方も契約をして提供していただいていたんですけども、なくなったということで一時期ちょっと止まったんですが、今、新しくまたパン屋さん立ち上がってますので、若干話は進めているところで、パンの方も、地元のパン屋さん、ちょっとパンを提供できればなっていうところで、今のところは合鴨だけっていうようなところになってはいますが、今年中に、ちょっと、パンの方も何か提供できればなというようなことで考えてます。

それから、10ページの方の加配の関係につきましては、6年度も加配付いてまして、7年度についても、今、各学校と協議を進めながら、できるだけ加配が付くようなものを、今、申請をしていこうということで、考えているところです。よろしくお願いいたします。

青木教育長。

今、次長言われたとおり、加配の面で、申請で、今、学校の方で計画書を立てておりますので、それを受けて道教委の方で、何人付くか今年わかんないんですけど、去年並みに

付いてくれれば、また、同じぐらいの人数の加配が付くんじゃないかなと思ってます。

ちなみに、今日、給食にレンヌのラスクがついてましたので、違う。はい、以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「令和5年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について」の件は以上とします。調査事項は以上となります。

委員の皆様はそのままお待ちください。

町長ほか皆様どうもありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、3. その他に入ります。

今年度実施する道外行政視察の視察先について、皆様にはファクスで周知しているところですが、具体的な日程が決まりましたので、視察の内容について事務局より説明をお願いします。

岡田議会事務局長

お手元に道外視察の日程表をお渡ししているんですけども、出発日は10月22日で、一応、旭川空港発ということで、その場合は、役場8時に出発を予定しております。町有バスで行く予定ではいるんですけども、旭川空港から羽田経由で、萩・石見空港に到着するのが17時35分着です。荷物を受け取りまして、大体18時ぐらいに空港出まして、約15分ぐらいで益田市に到着する予定です。

その日は益田市に宿泊しまして、次の日、10月23日に、今度は益田市の市議会に行って地域コミュニティーの関係で視察を実施する予定です。

続きまして、益田市の後は、途中昼食を挟み、大田市まで行きまして、大田市でも地域コミュニティーの関係で視察をさせていただくことになっております。その日は午後5時ぐらいまでにホテルに到着予定です。その日は大田市に宿泊予定となっております。

続きまして、次の日、10月24日ですけども、9時ホテルを出発し、出雲市に迎いまして、午後から1時半から出雲市役所でペーパーレスタブレットの使用についての視察を行う予定です。その日は出雲市に宿泊しまして、次の日、10月25日に出雲空港から羽田経由で稚内空港着、役場到着は13時50分と予定しております。

続きまして、別紙、益田市の令和5年度20地区取組状況というものをお渡ししているんですけども、益田市については20地区でこの地域コミュニティーの取組を行っておりまして、その中から、地図の四角で囲むとところが益田市になりまして、ここから、この後、午後から大田市に向かいますので、大体、この地図でいけば斜め上の方に向かって大田市なので、一応、事務局として、今のところ案として考えているところは、まず、益田市の担当者から説明を聞いた後に、その後、斜め上の方、北仙道、又は安田地区、鎌手地区、種地区、あと、益田市の下、豊川地区、こちらの地区のどれかを視察させていただければと考えております。抜粋で載せてるところで、それぞれの地区の人口規模ですとか、

あと取組内容を書いておりまして、この中から益田市の方でどこかの地区で受けてもらえる所に視察に行きたいと考えております。

続きまして、また別紙、今度、大田市なんですけれども、大田市につきましては、小さな拠点づくりということで、大田市久利・大屋地区、この2地区が合同で取組を行っております。大田市については、ここの地区を視察させていただくことで、大田市の市議会の担当者の方と協議を進めております。

続きまして、別紙、出雲市の議会の動きということで、これは議会報の方から抜粋したものなんですけれども、出雲市議会では、年度はちょっと忘れたんですけど、結構前からタブレット化しているのを行っております。令和5年6月から本格的にペーパーレスを実施しているということで、こちらは、古くから取り組んでいるタブレットの活用ですとか新たに始まったペーパーレス化についての視察を行うことで予定しております。

中身的にはざっくりとなんですけど、こんな感じになっております。

高橋秀之委員長

ただいま、事務局から説明がありました。皆様から何か質問等がありますか。

(一同無言)

ないようでしたら、事務局から説明したとおり、10月22日から25日まで、3泊4日の日程で行政視察を実施しますので、よろしく申し上げます。

なお、10月上旬あたりに視察のポイントや質問など、皆様と協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

それでは、日程が決まりましたら皆様に御連絡しますので、各自、質問など考えておいてください。よろしく申し上げます。

道外行政視察については以上とします。

そのほか皆様から何かありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で第7回まちづくり常任委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(15時02分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

書記 係長 藤田 秀紀